

令和7年度

知多市教育委員会活動の
点検及び評価に関する報告書

令和8年8月

知多市教育委員会

目 次

I	知多市教育委員会活動の点検及び評価について	1
II	知多市教育委員会の活動状況について	2
III	知多市のめざす教育	6
IV	基本方針とその取組の柱に関する点検及び評価	19
	基本方針1 子育てしやすい地域づくりの推進	19
	1 基本方針1－ア	19
	2 基本方針1－イ	20
	3 基本方針1－ウ	21
	基本方針2 次代の担い手を育む教育環境づくりの推進	23
	1 基本方針2－ア	23
	2 基本方針2－イ	26
	3 基本方針2－ウ	29
	4 基本方針2－エ	31
	5 基本方針2－オ	35
	6 基本方針2－カ	37
	7 基本方針2－キ	39
	8 基本方針2－ク	40
	基本方針3 学びを楽しむまちづくりの推進	42
	1 基本方針3－ア	42
	2 基本方針3－イ	43
	3 基本方針3－ウ	45
	4 基本方針3－エ	45
	基本方針4 災害に強く、安全に暮らすことができるまちづくりの推進	47
	1 基本方針4－ア	47
	2 基本方針4－イ	47
	3 基本方針4－ウ	48
	4 基本方針4－エ	49
	基本方針5 生涯を通じた健康づくりの推進	50
	1 基本方針5－ア	50
	2 基本方針5－イ	51
	3 基本方針5－ウ	51
	4 基本方針5－エ	52
	5 基本方針5－オ	53
	6 基本方針5－カ	55
V	点検及び評価に関する検討経過	57
VI	学識経験者の意見	58

I 知多市教育委員会活動の点検及び評価について

1 点検及び評価の概要

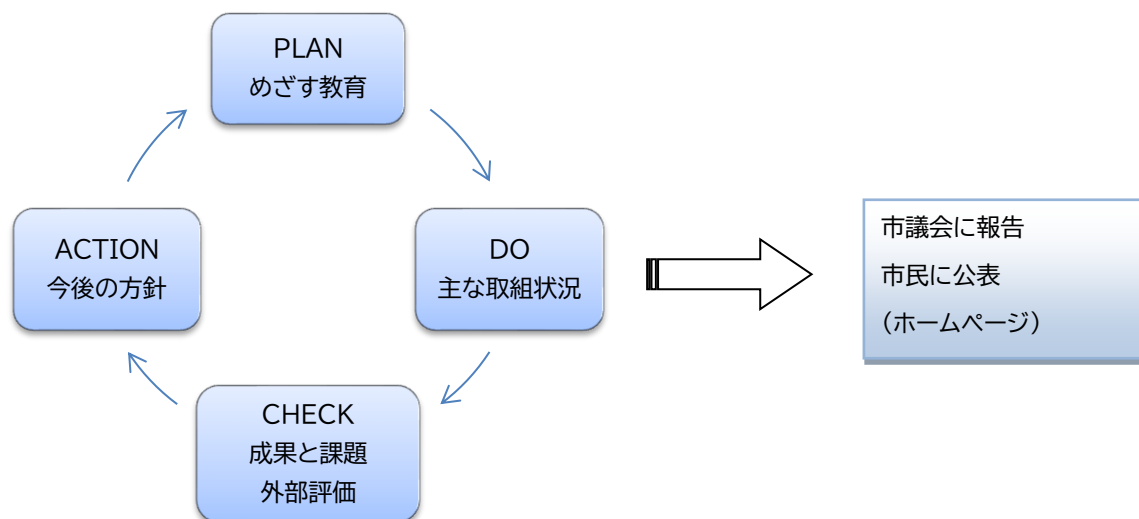
「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、教育委員会がその権限に属する事務の管理及び執行の状況について、毎年点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に報告するとともに公表するものです。

2 点検及び評価の対象及び方法

知多市教育委員会では、各年度の教育方針「知多市のめざす教育」に掲げた5つの基本方針とその事業についての取組状況を点検し、評価しています。

P D C Aサイクルに沿って、以下のとおり「知多市のめざす教育」に掲げた方針について、「主な取組状況」を点検し、「成果と課題」にその評価をまとめ、その評価を「今後の方針」として次年度以降の教育行政の施策につなげます。

点検・評価



<参考>

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）（抄）

（教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

Ⅱ 知多市教育委員会の活動状況について

1 教育委員会定例会・臨時会の開催状況

教育委員会の会議は、原則として毎月第2金曜日に定例会を開催しています。令和7年度は、12回（定例会12回）開催し、合計17件について審議し、64件の報告を受けました。

また、毎回、自由討議の時間を設け、情報の共有、意見交換を行いました。

(1) 開催状況

会 議 名	日 程	審 議	報 告	自由討議
第4回教育委員会定例会	令和7年4月11日	3件	11件	5件
第5回教育委員会定例会	5月9日	1件	4件	3件
第6回教育委員会定例会	6月13日	0件	5件	3件
第7回教育委員会定例会	7月18日	2件	5件	5件
第8回教育委員会定例会	8月6日	1件	3件	1件
第9回教育委員会定例会	9月12日	0件	2件	1件
第10回教育委員会定例会	10月10日	0件	6件	3件
第11回教育委員会定例会	11月14日	1件	3件	6件
第12回教育委員会定例会	12月12日	0件	3件	4件
第1回教育委員会定例会	令和8年1月9日	3件	6件	3件
第2回教育委員会定例会	2月13日	4件	7件	4件
第3回教育委員会定例会	3月3日	2件	9件	3件

(2) 主な審議及び報告内容

【審議】

- ・ 令和7年度知多市立小中学校教務主任等の任命について
- ・ 令和7年度知多市優良児童等表彰の被表彰者について
- ・ 令和7年度知多教科用図書採択地区協議会委員の指名について
- ・ 令和7年度教育費補正予算（第1号）（案）について
- ・ 令和8年度使用小学校教科用図書の採択について
- ・ 令和8年度使用中学校教科用図書の採択について
- ・ 令和6年度知多市教育委員会活動の点検及び評価について
- ・ 令和7年度教育費補正予算（第6号）（案）について
- ・ 令和8年度教育上特別な支援を要する児童生徒の就学について
- ・ 令和7年度知多市公立学校教職員等表彰について
- ・ 令和8年度教育費関係予算（案）について
- ・ 令和7年度教育費補正予算（第10号）（案）について
- ・ 令和8年度「県民の日学校ホリデー」の実施について
- ・ 知多市のめざす教育（令和8年度版）（案）について

- ・ 知多市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画（案）について
- ・ 令和８年度知多市立小中学校教職員の定期人事異動について
- ・ 令和８年度社会教育指導員の任命について

【報告】

- ・ 令和７年３月市議会定例会の代表質問の概要について
- ・ 令和７年度学校医等名簿について
- ・ 令和７年度学校評議員の委嘱について
- ・ 令和７年度学校運営協議会委員の任命について
- ・ 知多市地域学校協働活動推進員の委嘱について
- ・ 知多市スポーツ推進委員及びスポーツ委員の委嘱について
- ・ 知多市子ども読書活動推進計画に関する進捗管理について
- ・ 令和６年度学校給食残菜率について
- ・ 知多市学校教育情報化推進計画について
- ・ 令和７年３月準要保護者等の認定状況について
- ・ 令和６年度知多市教育委員会活動の点検及び評価に関する報告書（案）について
- ・ 知多市部活動地域移行・地域連携協議会委員の委嘱について
- ・ 令和７年４月準要保護者等の認定状況について
- ・ 令和６年度知多市教育委員会活動の点検及び評価に関する報告書（案）について
- ・ 令和７年度社会体験型教員研修派遣者の選考結果について
- ・ 令和７年度知多市立学校給食センター運営委員会委員について
- ・ 令和７年５月準要保護者等の認定状況について
- ・ 令和７年６月市議会定例会の一般質問の概要について
- ・ 知多市いじめ問題等対策会議設置要綱の一部改正について
- ・ 令和６年度知多市教育委員会活動の点検及び評価に関する報告書（案）について
- ・ 令和７年６月準要保護者等の認定状況について
- ・ ちた梅子マラソンについて
- ・ 令和７年７月準要保護者等の認定状況について
- ・ 令和７年８月準要保護者等の認定状況について
- ・ 令和７年９月市議会定例会の一般質問の概要について
- ・ 令和８年度教育委員会会議開催スケジュール（案）について
- ・ 知多市生涯学習地域推進員の設置等に関する要綱の一部改正について
- ・ 令和７年度全国学力・学習状況調査の結果について
- ・ 令和７年９月準要保護者等の認定状況について
- ・ 令和８年度小学校及び中学校の儀式について
- ・ 令和７年１０月準要保護者等の認定状況について
- ・ 令和８年度知多市学校給食実施計画（案）について
- ・ 令和７年１１月準要保護者等の認定状況について

- ・ 令和 7 年 1 2 月市議会定例会の一般質問の概要について
- ・ 知多市医療的ケア児学校等訪問看護事業実施要綱の制定について
- ・ 小中学校の 3 学期分（令和 8 年 1 月～ 3 月）の給食費の無償化について
- ・ 令和 7 年度末及び令和 8 年度始めの儀式の出席者について
- ・ 知多市のめざす教育（令和 8 年度版）（案）について
- ・ 知多市教育支援センター実施要綱の一部改正について
- ・ 知多市学校施設の開放に関する要綱の改正について
- ・ 令和 7 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査について
- ・ 令和 7 年度小中学校卒業証書授与式における教育委員会告辞について
- ・ 年度末及び年度始めの学校教育課所管行事等の日程について
- ・ ちた梅子マラソンについて
- ・ 令和 8 年度教育費歳出に関する予算説明書について
- ・ 令和 8 年度学校給食費及び保護者負担額について
- ・ 令和 8 年度知多市小中学校等学校訪問予定（案）について
- ・ 令和 8 年度小中学校入学式教育委員会「お祝いのことば」について
- ・ 令和 8 年度教科等指導員候補者名簿について
- ・ 知多市学校施設の長寿命化計画について
- ・ 知多市学校教育情報化推進計画について
- ・ 知多市教育情報セキュリティポリシーについて

2 教育委員会会議以外の活動状況

(1) 協議会及び研修会

研 修 名 等	参 加 者
全国都市教育長協議会定期総会及び研究大会	教育長
東海北陸都市教育長協議会定期総会及び研究大会	教育長
愛知県都市教育長協議会総会及び研修会	教育長
愛知県市町村教育委員会連合会総会及び研修会	教育長、委員
尾張部都市教育長会議	教育長
知多地方教育事務協議会	教育長、委員

(2) 総合教育会議

教育委員会と市長とで総合教育会議を開催し、「不登校対策の現状や課題について」を議題として取り上げました。近年増加傾向にある不登校児童生徒への対応について、現在行っている取組の課題の共有と、学級経営支援システム「結-EN」の活用と子どもたちが通いやすい教育支援センターに向けて、協議・調整を行いました。

(3) 学校訪問・各種行事などへの出席

学校現場の実態把握のため全小中学校を訪問し、意見交換を行うとともに教育行事に出席しました。また、教育委員会近郊地視察研修として東海市適応指導センター「ほっと東海（上野公民館・横須賀教室）」を訪問し、不登校児童生徒への取組を視察し、情報交換を行いました。

Ⅲ 知多市のめざす教育

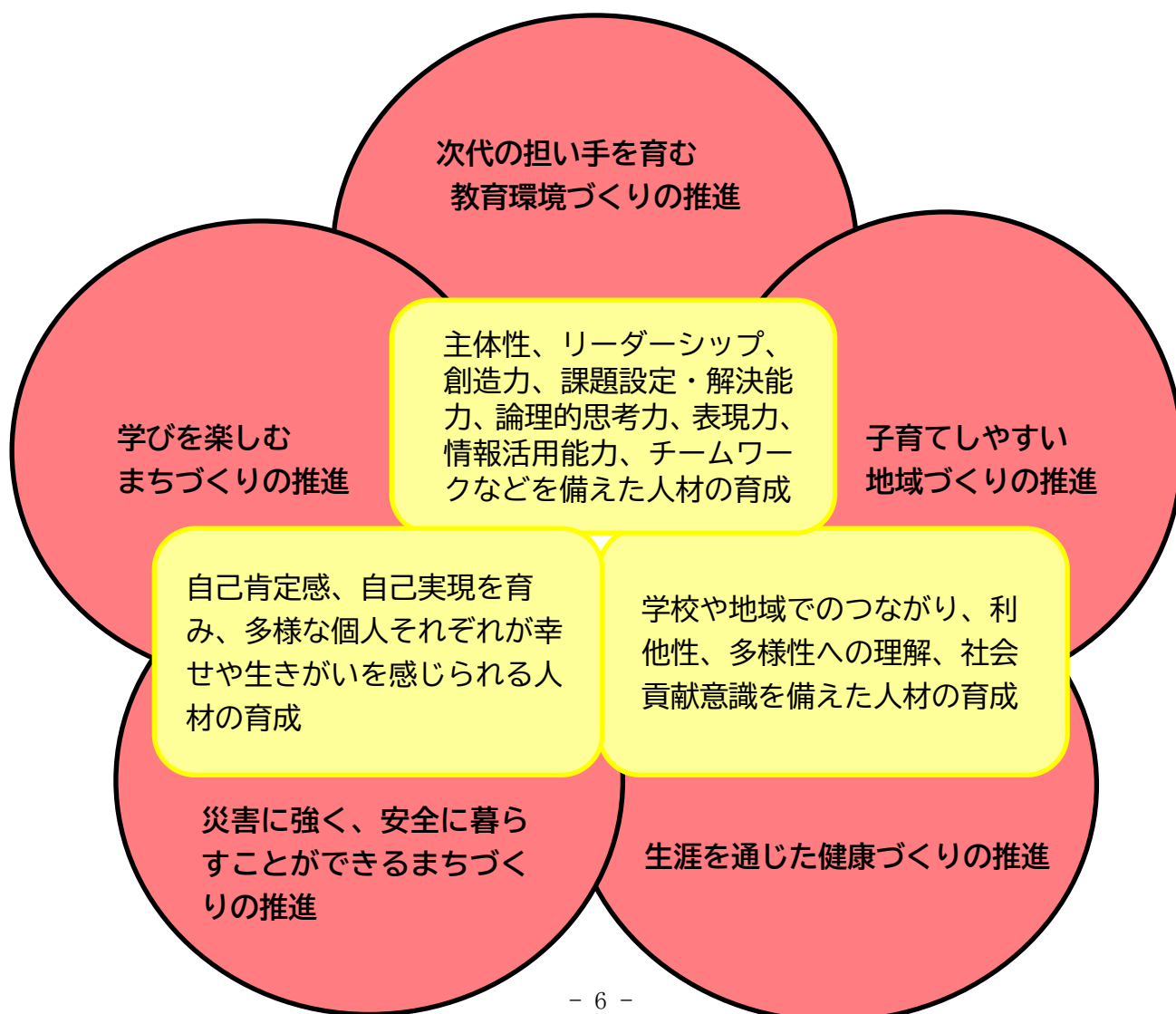
「ひとを育み 未来につなぐ知多の教育」

本市の総合計画では、「理想の未来」を共有し、行動するために、「あたらしく、知多らしく。」を将来像に掲げています。

この「理想の未来」の実現に向けて進めるまちづくりにおいて大切にしていきたい考え方「夢や希望に向かってチャレンジする」「地域全体で子どもを大切に育てる」「人やまちとのつながりを大切にする」「多様性を認め合う」を「まちづくりの基本的な考え方」に示しています。

令和5年6月、第4期教育振興基本計画が閣議決定され、教育政策に関する基本的な方針として「持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根ざしたウェルビーイングの向上」が掲げられました。本市の考え方と国が示す方針が同じ方向性であることから、総合計画の基本目標「ひとづくり」を中心にして、「ひとを育み未来につなぐ知多の教育」を基本指針とした教育行政に取り組みます。

■基本指針を踏まえた教育がめざす3つの「ひとづくり」と5つの「環境づくり」



めざす教育の見方

知多市教育大綱で掲げる基本方針

基本方針 1 子育てしやすい地域づくりの推進

子育て世帯から定住するまちとして選ばれるように、子育てしやすい環境を整えます。安心して子どもを産み育てることができるよう、切れ目のない子育て支援体制を整備し、地域全体で子どもと子育て家庭を支え、未来を担う子どもを育みます。〔政策 1－1〕

第 6 次知多市総合計画における「理想の未来」の実現に向け、優先的かつ戦略的に取り組む政策

【主な施策】

1 基本方針 1－ア

子どもの主体性を育み、家庭や地域の子育て力の向上に取り組めます。

知多市教育大綱に基づき、めざす教育において掲げる単年度における主要施策

- ① 児童・生徒の生活習慣の定着、社会的自立や家庭教育への支援を行います。

基本方針1 子育てしやすい地域づくりの推進

子育て世帯から定住するまちとして選ばれるように、子育てしやすい環境を整えます。安心して子どもを産み育てることができるよう、切れ目のない子育て支援体制を整備し、地域全体で子どもと子育て家庭を支え、未来を担う子どもを育みます。〔政策1－1〕

【主な施策】

1 基本方針1－ア

子どもの主体性を育み、家庭や地域の子育て力の向上に取り組みます。

- ① 児童・生徒の生活習慣の定着、社会的自立や家庭教育への支援を行います。
- ② 保護者の教育的参加に向けた具体的な取組を進めます。
- ③ 教育に関する相談窓口を継続して整備します。また、関係機関と連携し、多面からの支援を進めます。

2 基本方針1－イ

学校、地域、事業者と連携し、子どもが放課後などを安全・安心に過ごすことができる居場所づくりを進めます。

- ① 旭南中学校区（南粕谷小学校・旭南小学校・旭東小学校・旭南中学校）における、コミュニティ・スクール及び地域学校協働本部について、学校と地域が一体となり、子どもたちを育てるための仕組みづくりを推進します。
- ② コミュニティ・スクール及び地域学校協働本部について、令和9年度導入校（八幡中学校区・中部中学校区）への導入に向けて準備を進めます。

3 基本方針1－ウ

発達の遅れや障がいのある子どもの相談体制の強化を図るとともに、専門性を活かした教育を行います。

- ① 特別支援教育指導員やスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、教育相談員を含めた「専門家チーム」を活用するほか、「特別支援サポーター（特別支援教育支援員）」を増員し、特別な支援が必要な児童・生徒に対し、きめ細かい対応ができる仕組みを充実させます。

基本方針2 次代の担い手を育む教育環境づくりの推進

子どもたちが多様性を認め合い、よりよい社会や人生を切り拓く力を育むことができるよう、学習活動、スポーツ、文化芸術など様々なことに興味を持ち、取り組むことができる環境を整えます。学校教育では、学校、家庭、地域が連携して子どもたちの学びを支え、確かな学力と、豊かな人間性・社会性を育む質の高い教育環境を整えます。〔政策1－2〕

【主な施策】

1 基本方針2－ア

教科等指導員の活用や若手教員研修などにより、教員全体の授業力向上を図ります。

- ① 現職教育研究事業による現職教育の充実や、教科等指導員の活用、若手教員研修などにより、教員全体の授業力向上を図ります。
- ② 全ての教員がICTを活用して指導する知識や能力を備えることができるよう、ICT活用指導力向上に向けた研修会を開催するほか、効果的な実践が進められるよう好事例を広く周知します。

2 基本方針2－イ

児童・生徒が新しい時代に求められる資質・能力を育むことができるよう、個別最適な学びと協働的な学びを一体化し、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めます。

- ① 社会に求められる情報活用能力として、タイピング、ツール活用、共同編集、情報モラルなど、自ら学習の過程を通して知識を関連付けてより深く理解できるよう支援し、個別最適な学びと協働的な学びを一体化した授業改善を進めます。
- ② 児童・生徒が生涯にわたって能動的に学び続け、「学び続けられる子」となるよう、多様な他者と協働し、自ら課題発見に取り組み、それを解決しようとする主体性や協働性を身に付けるために必要な思考力・判断力・表現力を育成します。
- ③ 子どもたちが自らの夢や目標をもち、学ぶ意義や働く意義などについて考え、自分らしい生き方を実現するために、キャリアデザイン推進事業として、小学校では4年生を対象にドリームマップ作成講座、中学校では2年生を対象に「夢」についての講演会を実施し、発達段階に応じた系統的なキャリア形成を行うことができるよう支援します。
- ④ ALT（外国語指導助手）との実践的なコミュニケーションを通して、英語教育の充実を図るほか、外国の文化に慣れ親しみ、グローバル人材の育成を継続して行います。

3 基本方針 2－ウ

地域の人材が、サポートスタッフとして学校の教育活動に参画する取組を推進します。

- ① 学校ホームページや学校だよりなどを活用して、保護者や地域に積極的に情報発信するとともに、学校評議員、ゲストティーチャー、コミュニティ・スクール、ちたっ子ボランティア、大学などの教育関係機関との連携に基づく人材を活用し、地域の声や力を学校運営に活かします。
- ② 旭南中学校区（旭東小学校・旭南小学校・南粕谷小学校・旭南中学校）へと拡大したコミュニティ・スクールと地域学校協働本部について、学校と地域がより円滑に連携・協働できるよう継続的な支援を行いながら、他地区への導入のための準備を進めます。
- ③ キャリア教育の一環として、地元で働いている社会人（職業人）から働くことの大切さや仕事のやりがいについての職業講話を実施します。
- ④ 市の方針や知多市部活動地域移行・地域連携協議会での協議を踏まえ、中学校における休日の部活動は9月から廃止します。また、子どもたちが休日にスポーツ活動、文化芸術活動、ボランティア活動などに参加できるよう、地域団体等と連携しながら機会の提供を進めます。

4 基本方針 2－エ

学校は、家庭、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーなどと連携を深め、いじめや不登校への対応など、児童・生徒や家庭それぞれの状況に応じた、よりきめ細かい指導・支援を行います。

- ① 知多市いじめ防止基本方針に則り、いじめ防止対策の組織的な対応を進めます。
- ② スクールソーシャルワーカーを増員するとともに、スクールカウンセラー、学校生活適応指導教室（ふれあいスクール「タッチ」）を継続して配置し、不登校傾向にある児童・生徒の早期発見・早期対応に取り組むとともに、ICT機器を活用したオンライン授業など不登校児童・生徒に対して個に応じた支援を行います。

5 基本方針 2－オ

時代やニーズに合った質の高い教育を提供するため、ICT機器を始めとした環境整備を進めます。

- ① GIGAスクール構想により整備したクラウド環境を最大限活用し、ICT機器を普段使いすることで、時間や場所の制約なく学び続けられる環境を整えます。
- ② ICT支援員を配置し、学習活動にとどめることなく学校生活全般でICT機器の活用を図ります。
- ③ 学校サーバのセンターサーバ化により整備した教育ネットワーク環境を活用し、データ連携による、学校の業務改善や学習履歴を活用した指導・評価を進めます。
- ④ 学校と保護者をつなぐ連絡ツールを使って子どもの出席確認をしたり、採点集計業務ソフトを使ってテストの採点や集計業務を行ったりするなど、整備してきたICT機器の活用を進め、学校の働き方改革につなげます。

- ⑤ 校務においても学習系クラウド基盤の積極的な活用を図り、効率的な情報共有、事務の簡略化を実現し、業務の効率化を推進することで児童生徒と向き合う時間の確保につなげます。

6 基本方針 2－カ

快適で安全な教育環境の向上のため、計画的に学校施設などの整備を進めます。

- ① 児童・生徒が快適で安全に学ぶことができる環境の整備のため、老朽化したつづじが丘小学校の体育館や、旭南小学校、南粕谷小学校、八幡中学校及び東部中学校校舎の大規模改修、特別教室への空調整備工事を進めます。また、老朽化した机椅子の取替や、遊具の取替等を適切に行います。
- ② 体育館への空調設備整備に向け、八幡中学校、知多中学校、旭南中学校への空調整備工事を進めるとともに、東部中学校及び中部中学校への整備に向けた実施設計を進めます。
- ③ 八幡給食センターにおける老朽化した施設及び厨房機器の修繕、更新を行い、大量調理施設としての機能を整備するとともに、衛生環境の向上に努めます。

7 基本方針 2－キ

障がいのある児童・生徒が安心して学習できるよう、学習支援や生活支援などを行い、自立に向けた支援をします。

- ① 特別支援教育指導員を配置して、特別支援教育に携わる教員の専門性の向上や支援を行います。
- ② 特別支援サポーター（特別支援教育支援員）を増員して、介助・介護が必要な児童・生徒に対して教員が指導に専念できる環境整備を推進するとともに、特別な支援や配慮が必要な児童・生徒の教育的ニーズに合わせたきめ細かい支援を行います。

8 基本方針 2－ク

外国にルーツを持つ児童・生徒が安心して学習できるよう、日本語初期指導や生活支援などを行い、日本の学校生活への早期適応を支援します。

- ① 日本語初期指導教室指導員を配置して、日本語が分からない児童・生徒が日本の学校生活に早期に適応できるように支援を行います。
- ② 外国人児童生徒指導員を配置して、外国にルーツを持つ児童・生徒への生活支援・学習援助を行います。

基本方針3 学びを楽しむまちづくりの推進

生涯を通じて文化芸術に親しみ、学びを楽しむことができる環境づくりに取り組みます。趣味や学習、就労のための学び直しなど、市民の自己実現意欲が高まり、多様な学びが行われ、さらには、その成果が発揮、披露されることで、学びの楽しさを広く市民に定着させます。〔政策1－4〕

【主な施策】

1 基本方針3－ア

幅広い年代の多様なニーズに対応するため、NPOやボランティアによる学習機会の提供を支援します。

- ① 生涯学習ガイドブックを年2回（4・9月）発行するなど、ちた塾と協働で市民への効果的な学習情報の提供に努め、市民の自主的な学習活動を支援します。
- ② 生涯学習地域推進員を窓口として、地域全体で学校を支援するボランティア活動を推進し、地域と学校の連携を進めます。
- ③ 旭南中学校区（南粕谷小学校・旭南小学校・旭東小学校・旭南中学校）において、地域学校協働活動推進員を中心に地域学校協働本部事業を継続します。
- ④ コミュニティ・スクール及び地域学校協働本部について、令和9年度導入校（八幡中学校区・中部中学校区）への導入に向けて準備を進めます。

2 基本方針3－イ

多世代が集い、共に学び合い、憩いの場となる図書館を整備するなど、市民が集う学びの場を創出します。

- ① 勤労文化会館、中央図書館については、指定管理者による管理運営を行い、施設の設置目的である市民の教育と文化の発展に向け、効果的な事業実施に努めます。
- ② 中部公民館の適切な施設管理・運営に努め、ふれあいプラザ祭や大学との提携講座（リカレント講座）などを開催します。また、少年少女発明クラブをさらに発展させ、ものづくりや実験を通年で行い、発明の基礎を学ぶことができるよう、活動を支援します。
- ③ 中央図書館及び歴史民俗博物館における老朽化した電気設備の改修工事を実施し、施設の安全性の向上に努めます。

3 基本方針3－ウ

地域の歴史や伝統文化への理解を深め、継承を図ります。

- ① 文化財に対し補助金・交付金を交付することにより、その適切な保護・保存に努めるとともに、地域に伝わる伝統文化の継承を図ります。
- ② 学校教育の場で、尾張万歳などの伝統芸能の解説・実演を行い教育に役立てるほか、伝統文化の重要性を伝え、後継者の育成を支援します。

4 基本方針 3－エ

文化財を適切に保存し、観光や教育などの幅広い分野での活用を図ります。

- ① 大草城址の文化財指定に向けた関係課との調整や岡田の古い町並などの歴史的遺産に対する支援を行い、その保護や観光などへの活用を図ります。
- ② この地方で古くから行われてきた漁業や知多木綿の道具などを適切に保存・管理することにより、教育現場での出前講座や社会科見学などにおいて活用を図ります。

基本方針4 災害に強く、安全に暮らすことができるまちづくりの推進

南海トラフ地震を始め、集中豪雨などの自然災害による被害を最小限に抑えるとともに、速やかに復旧できる体制を整えます。

また、犯罪や交通事故が発生しにくい地域づくりを進めます。〔政策2－4〕

【主な施策】

1 基本方針4－ア

市民、地域、事業者と連携した防災訓練や地域・学校などでの講座・講演会の開催等を通じて、地域の防災意識と防災・減災力を高めるなど、防災・減災教育を推進します。

- ① 各種防災訓練を行うとともに、地域や関係機関と連携して防災教育の充実に努めます。
- ② 市内中学生の防災や減災の意識の醸成を図るため、市主催の「ジュニア防災リーダー養成講座」に多くの生徒が参加することができるよう周知に努めます。

2 基本方針4－イ

安全なまちづくり推進員による巡回や地域が行う見回り活動への支援により、地域の防犯力を向上させるなど、防犯教育を推進します。

- 保護者や地域から寄せられる不審者等の情報については、保護者向け連絡ツール「tetoru」や愛知県警察本部アプリ「アイチポリス」を利用するなど保護者と情報を共有するとともに関係機関と連携します。
- ② 見守り隊など住民ボランティアと連携した校区内の見回り活動や通学路の見守りなど安全対策を図ります。
 - ③ 防犯教室、非行防止教室を実施します。

3 基本方針4－ウ

地域、警察と連携し、交通安全啓発活動を実施し、子どもや高齢者などの交通安全意識を高めます。

- ① 児童・生徒の交通事故防止と交通ルールの遵守及びマナー向上のため、関係機関と連携した効果的な交通安全教室の実施や交通安全の教材を使って、教科や特別活動、総合的な学習の時間における交通安全教育の充実に努めます。
- ② 自転車利用者のヘルメット着用について、積極的に啓発に努め、児童生徒がより安全に自転車を利用できるよう努めます。

4 基本方針 4－エ

通学路や交差点などの交通安全対策を実施するなど、交通安全教育を推進します。

- ① 通学路交通安全プログラムを活用するなど通学路等の安全対策を進め、家庭や地域社会と密接な連携を図りながら日常生活の中で交通安全教育を計画的かつ組織的に行います。
- ② 子どもたちが安全・安心に通える環境を整備するため、通学路の危険箇所について毎年度関係機関と情報共有し、実情に合った対策が進められるよう努めます。

基本方針5 生涯を通じた健康づくりの推進

人生 100 年時代において、長きにわたって心身共に健康に暮らすことができるように、また、医療費の上昇を抑制できるように、健康寿命の延伸に向けて取り組みます。高齢者だけでなく、すべての世代の市民が自分に合ったスポーツや健康づくりに関心をもち、活動できる環境を整備します。〔政策2－5〕

【主な施策】

1 基本方針5－ア

すべてのライフステージにおいて、健康的な生活習慣を確立し、末永く続けることができるよう、生涯を通じた健康づくりを推進します。

- ① 働く世代や子どものいる家族でも参加しやすく、だれもが気軽に楽しめるイベントとして、ちた梅子マラソンなどを開催します。
- ② スマートフォンのアプリを活用して、好きなときに、好きな場所で参加できるランニングやウォーキングなどのオンラインイベント「オクトーバー・ラン&ウォーク」を周知し、様々なライフスタイルに対応できるスポーツ活動の機会を提供します。

2 基本方針5－イ

ラジオ体操やウォーキングなど、地域での健康づくり活動を通して、社会全体で健康づくりを支える取組を支援します。

- ① 健康づくりに取り組む団体を支援し、気軽に健康づくりができる機会を提供します。
- ② 小学校区毎に設定されたウォーキングマップを活用し、安全なウォーキング方法や日常生活での身体活動を増やす工夫など、手軽にできる健康づくりに関する情報を提供します。

3 基本方針5－ウ

地域や関係団体などと連携し、食育を推進し、望ましい食習慣の啓発を行います。

- ① 県内産や知多市産の食材を生かして、地域の食文化を献立に取り入れ、安全・安心でおいしい学校給食の提供に取り組みます。
- ② すべての小中学校で栄養教諭を中核として食育を推進します。
- ③ 地域と連携した地場産物の栽培、収穫体験などを通して、食の大切さを啓発します。

4 基本方針 5－エ

西知多医療厚生組合が整備する温水プール等健康増進施設を活用し、幅広い世代の健康づくり、体力づくりに取り組みます。

- ① 西知多医療厚生組合が海浜プール跡地に、令和 6 年度にオープンした健康増進施設「アクアマリンプラザ」において、スポーツ団体による市民参加の水泳大会等が開催されるよう調整します。
- ② 西知多医療厚生組合の健康増進施設「アクアマリンプラザ」の開館にあわせて開始した、当該施設での小学校の水泳指導委託を 7 校に拡大するとともに、インストラクターと監視員を継続して配置し、安全・安心な水泳授業を実施します。

5 基本方針 5－オ

総合型地域スポーツクラブの活動やスポーツ協会、スポーツ推進委員会と連携したスポーツ事業により、自分に合ったスポーツや健康づくりの機会を提供します。

- ① 設立して間もないクラブの円滑な運営を支援するため、補助金を交付します。
また、情報交換会等を開催し、既存クラブの安定した運営を引き続き支援します。
- ② スポーツ協会やスポーツ推進委員会、レクリエーションスポーツ運営委員会などを中心に各種スポーツ事業を開催し、競技力の向上やレクリエーションスポーツの普及を図るとともに、子どもから大人までそれぞれのライフステージに合ったスポーツ活動の機会を提供します。
- ③ 地区スポーツ委員会により、地区ごとのレクリエーションスポーツイベントを実施し、スポーツをしていない人や苦手な人がスポーツに参加するきっかけとなるよう努めます。
- ④ 令和 7 年 9 月より中学校における休日の部活動が廃止されることに伴い、知多市の部活動の地域展開への状況や、地域の活動団体を、ホームページや入学説明会等で周知するなど、地域で行われているクラブ活動への参加を推奨していきます。

6 基本方針 5－カ

関係機関や事業者と連携して新たなスポーツ施設を整備するなど、スポーツを楽しむ環境を充実させます。

- ① 愛知県サッカー協会がふれあい広場跡地に整備した「愛知県フットボールセンター知多」や緑広場跡地に整備されたプロフットサルクラブ名古屋オーシャンズの「オーシャンズフィールド」で、サッカーの大会や地域のイベントなどが開催され、賑わいが生まれ魅力ある場所となるよう支援します。
- ② 名古屋港南 5 区の利用拡大として整備した、野球、サッカー、ソフトボール、グラウンド・ゴルフなどの利用ができる多目的グラウンドを競技練習や大会開催等で有効活用します。
- ③ 知多市民体育館の安定した管理運営が行われるとともに、新たなイベント等が開催され、多くの市民がスポーツを楽しめる環境となるよう指定管理者と連携します。

- ④ 市民が安心してスポーツ活動を行えるよう、スポーツ施設を計画的に改修又は、修繕していきます。
- ⑤ 知多市民体育館の電気設備取替工事や主競技場用柔道畳の買替を行い、市民がスポーツをより快適に行うことができるよう環境を整備します。

IV 基本方針とその取組の柱に関する点検及び評価

基本方針1 子育てしやすい地域づくりの推進

1 基本方針1－ア

子どもの主体性を育み、家庭や地域の子育て力の向上に取り組めます。

- ① 児童・生徒の生活習慣の定着、社会的自立や家庭教育への支援を行います。
- ② 保護者の教育的参加に向けた具体的な取組を進めます。
- ③ 教育に関する相談窓口を継続して整備します。また、関係機関と連携し、多方面からの支援を進めます。

〔主な取組状況〕

- ・各学校において、学校保健委員会や学級活動を通じ、基礎的な生活習慣の定着や、メディアコントロール等の児童生徒の社会的自立を促すための活動を行いました。
- ・各学校において、PTAと連携し、あいさつ運動、読み聞かせ、花壇や農園の環境整備などの活動を実施したほか、公開授業や学年懇談会などを通じて、児童生徒の状況を保護者に様子を伝えることができました。
- ・各学校において、家庭教育への支援として、保護者会などを通じて相談活動を行い、必要に応じてスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーとの面談を勧めました。
- ・児童生徒の学習環境を改善するため、スクールソーシャルワーカーを3人から5人に増員し、各中学校区に配置しました。
- ・特別な支援や配慮が必要な子どもの就学について、教育相談や学校見学等の機会を提供したり、保護者に同意を得た上で関係機関と情報共有したりするなど、子どもの特性に合わせ、適切な環境で教育が受けられるよう支援を行いました。

〔成果〇と課題△〕

〇ほとんどの学校における「学校評価アンケート」や「生活リズム点検」の結果において、毎日朝食を食べている児童の割合は高水準を維持しており、早寝・早起きといった基本的な生活習慣が定着してきています。

〇スクールソーシャルワーカーを増員し各中学校区に1人の配置体制としたことで、児童生徒の見守りや登校支援などの強化を図りました。ケース会議により多角的な支援方法を検討するとともに、継続して関わることでアセスメントの向上を図り、適切な対応につなげることができました。

〇教育支援委員会で、特別な支援や配慮が必要な子どもについて検討し、必要な支援につなぐことができました。

△保護者によっては、本来果たすべき生活支援が図られていない家庭もあり、こども家庭センター等の関係機関と連携した継続的な支援が必要です。

△特別な支援を必要とする子どもの数は年々増加しており、就学後の学校における支援についても充実させていく必要があります。

〔今後の方針〕

- ・学校において望ましい生活習慣の定着や社会的自立のための支援を継続的に行い家庭の教育力の向上に努めます。
- ・こども家庭センター等の関係機関との緊密な連携により特別な支援や配慮が必要な子どもを早期に把握し、必要な支援を行います。家庭支援の必要性は高く、スクールソーシャルワーカー5人を継続配置するとともに、スーパービジョンにより対応力の向上を図ります。

2 基本方針1－イ

学校、地域、事業者と連携し、子どもが放課後などを安全・安心に過ごすことができる居場所づくりを進めます。

- ① 旭南中学校区（南粕谷小学校・旭南小学校・旭東小学校・旭南中学校）における、コミュニティ・スクール及び地域学校協働本部について、学校と地域が一体となり、子どもたちを育てるための仕組みづくりを推進します。
- ② コミュニティ・スクール及び地域学校協働本部について、令和9年度導入校（八幡中学校区・中部中学校区）への導入に向けて準備を進めます。

〔主な取組状況〕

- ・令和6年度から運用を開始した旭南小学校区及び旭東小学校区では地域学校協働活動推進員を中心とし、学校からの要望に応じて地域の方の協力のもと幅広い活動を支援しました。同じく運用を開始した旭南中学校区では学校からの要望だけでなく、地域からの要望に対して中学生をボランティアとして派遣するための調整を行いました。
- ・南粕谷小学校区では、引き続き地域の方のゲストティーチャーが活躍し、協働的な学びを支援しました。
- ・地域学校協働活動推進員、学校教員及び市の関係職員で半田市へ視察を実施し、先進地の取組を学ぶ機会を設けました。
- ・旭南中学校区の4校で2か月に1回打合せを行い、各本部の進捗状況を共有するとともに、中学校区内の連携を図りました。また、地域学校協働活動統括コーディネーターが定期的に本部に出向き、ちたっ子コーディネーターの支援を行いました。
- ・子ども若者支援課、生涯学習スポーツ課、学校教育課及び旭南中学校区の各校長とでコミュニティ・スクールと地域学校協働本部の活動状況の共有のために毎月1回打合せを実施しました。

〔成果〇と課題△〕

〇コミュニティ・スクールと地域学校協働本部の導入が始まった旭南中学校区では、学校運営協議会を年3回開催し学校が抱える課題について協議し、地域学校協働本部では、地域学校協働活動推進員を中心に学校と地域が連携しながら、各活動を展開することができました。

○地域学校協働活動統括コーディネーターを中心に旭南中学校区の地域学校協働活動推進員と月1回情報交換を行い、各校の抱える課題や進捗状況の共有を行いました。

△コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を市全体に展開することは、時間がかかるので、継続的に事業の周知を行う必要があります。

△地域学校協働活動推進員や学校運営協議会委員といった制度に欠かせない人材の確保と地域からの協力を今後も引き続き得る必要があります。

〔今後の方針〕

- ・学校運営協議会及び地域学校協働本部を令和12年度までにすべての学校へ導入することを目指して、学校及び地域と連携を取りながら計画的に事業を進めます。
- ・小中学校の教職員及び地域住民への理解を深めるための機会を継続して設けます。

3 基本方針1－ウ

発達の違いや障がいのある子どもの相談体制の強化を図るとともに、専門性を活かした教育を行います。

- ① 特別支援教育指導員やスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、教育相談員を含めた「専門家チーム」を活用するほか、「特別支援サポーター（特別支援教育支援員）」を増員し、特別な支援が必要な児童・生徒に対し、きめ細かい対応ができる仕組みを充実させます。

〔主な取組状況〕

・特別支援教育指導員5人が市内の小学校を巡回指導しました。巡回した学校では児童の発達検査を行い、保護者との面談を実施し、検査結果のフィードバックを行いました。また、特別支援学級の担任等、支援を必要とする子どもと関わる教員に対して助言や研修を行いました。

・スクールソーシャルワーカー5人を各中学校区に配置し、校区内の小中学校において指導を行いました。児童生徒のアセスメントを行い、ケース会議の開催や家庭訪問などを行いました。学校への訪問回数の増加や定期的な支援体制が構築できたことで、継続的な支援につながりました。

・市のスクールカウンセラーと教育相談員が、各園を巡回し、就学前の園児を対象に発達検査や相談活動を行いました。

・令和8年度に入学する医療的ケアが必要な児童の対応に関係機関とともに検討し、看護師を派遣する体制を整備することで、安全な学校生活と保護者負担軽減を図りました。

〔成果○と課題△〕

○教員が特別支援教育指導員から指導を受け、特別支援教育の観点から児童のアセスメントを行う手法を学び、支援や指導方法について理解を深める機会が増えました。

○スクールソーシャルワーカーが、家庭訪問や関係機関との連携を行うことで、事態が好転するケースが見られました。

○市のスクールカウンセラーと教育相談員が、園からの要請に応え、就学前の園児の様子を観察し、教育相談につなげることで、保護者に就学に関する適切なアドバイスを行うことができました。

○スクールソーシャルワーカーの体制強化により、市内転居などがあった場合も、支援が切れることなく対応することができました。スクールソーシャルワーカー間の情報共有が行われることで、知多市全体への支援につながりました。

〔今後の方針〕

- ・専門家チームが、互いの情報を共有し、きめ細かな支援につなげます。
- ・学校のニーズに応えることができるように、専門家チームの人数や勤務日数をさらに増やすよう努めます。
- ・医療的ケアが必要な児童が安全・安心に学校生活を送ることができるよう、学校における医療的ケアの実施体制を継続的に整備します。

基本方針2 次代の担い手を育む教育環境づくりの推進

1 基本方針2－ア

教科等指導員の活用や若手教員研修などにより、教員全体の授業力向上を図ります。

- ① 現職教育研究事業による現職教育の充実や、教科等指導員の活用、若手教員研修などにより、教員全体の授業力向上を図ります。
- ② 全ての教員がICTを活用して指導する知識や能力を備えることができるよう、ICT活用指導力向上に向けた研修会を開催するほか、効果的な実践が進められるよう好事例を広く周知します。

〔主な取組状況〕

・学校ごとに特色あるテーマを掲げ、現職教育研究事業などを中心に、外部講師を招聘するなどし、授業研究等を中心とした実践研究を行い教員全体の授業力向上に向けた取組を進めることができました。

<主な現職教育の目標とテーマ>

目 標	テ ー マ
主体的・対話的な学習方法を取り入れた深い学びにつながる授業の構築	自ら学びに向かう児童の育成 ～単元の導入と、意見交流の工夫を通して～
	学ぶ意義を見つけ、主体的に学びに向かう児童の育成 ～自分で選択できる活動を通して～
	自ら学び方を選び、仲間と協働的に学ぶ児童の育成 ～ICTで仲間とつながる授業実践を通して～
	主体的に学び、聞き、話すことができる児童の育成 ～全員が参加できる指導方法の工夫と話型の活用～
	いきいきとした八中生の育成 ～生徒が自分の学びや成長を自覚できる学び合いのある授業を通して～
	自ら学びに向かい、主体的に学習を進めることができる生徒の育成 ～生徒一人一人が主役になる授業を通して～
	自ら考え判断し、見通しをもって粘り強く取り組むことができる生徒の育成 ～考えを共有し自己の学びを深めるための振り返り活動を通して～
	生徒の学ぶ意欲を育み、自ら学び続ける生徒の育成 ～筋道を示し、生徒が主体性を発揮して学び、その成果を実感できる授業づくりを通して～

他者とのかかわり合いの中で、学びを深める生徒を育成する授業の構築	自ら学びに向かうやわたっ子の育成 ～学びたくなる授業づくりの工夫を通して～
	自他を大切にし、粘り強く学びに取り組む児童の育成 ～個別と協働が融合する学びの場の探究を通して～
	主体的に学ぶかすやっ子の育成 ～どの子も他者と協働しながら学びを深める授業作りを通して～
自らの学びを調整する力を育成する授業の構築	自分の課題に目を向けて、自律し自立する子の育成を目指して ～単元構想、授業構想、ICT活用、自律活動を通して～
	自己調整学習のできる児童の育成 ～児童が自身を受け入れる活動を通して～
	課題に応じた学び方を理解し、主体的に学ぶ児童の育成 ～単元全体を見通した計画と、個に応じた学習形態の工夫を通して～
	自律的に探究できる生徒の育成 ～学習者主体の学びにつながる授業実践を通して～

・若手教員の授業力や学級経営力の向上を図るため、若手教員研修として教育講演会を実施するとともに、若手教員を指導する立場にある教員に対しては、ミドルリーダー研修会を実施しました。

・ICT機器を用いた指導を充実させるために、各小中学校から1人ずつ参加者を募り、月に1回程度研修会を行うとともに、管理職向け研修を実施し、管理職も積極的にICT活用に関与できるようになりました。

<若手教員研修会及びミドルリーダー研修会、ICT関連研修会における講演内容>

	内 容	講 師 等
若手教員研修会 ※令和5年度より、 いじめ問題等対策講演会と兼ねる	<いじめ問題等対策講演会> いのちの授業 ～いのちを大切にする心を育む～	NPO法人 いのちをバトンタッチする会 代表 鈴木 中人 氏
ミドルリーダー研修会	ボトムアップ型の「働き方改革」をどう進めるか①	知多市小中学校教頭会
	ボトムアップ型の「働き方改革」をどう進めるか②	知多市小中学校長会長 東部中学校長 佐治 宏昭 知多市教育委員会 指導主事 柘植 裕之
ICT教育に関わる教員の授業力向上	自分の考えを整理し、考えたことを伝え合える児童の育成 ～情報活用の実践力を身に付け、思考力を高める授業実践を通して～	ICT教育に関わる教員の授業力向上
ICT管理職向け研修会	管理職向けにICTの活用方法などについての講演を行う	春日井市教育委員会 教育DX推進専門官 水谷 年孝 氏

・ミドルリーダー研修では、ボトムアップ型の「働き方改革」をどう進めるかの講義を受けた後、各校での働き方改革に関する取組や、他校の実践で取り入れられそうなことなど、少人数グループに分かれて議論し、今後当該校で取り組んでいきたい働き方改革の具体について考えをまとめました。

・教科等指導員の派遣は機会を捉えて積極的に活用し、若手教員の授業力の向上に取り組みました。

<教科等指導員活用状況>

	R 5	R 6	R 7
活用回数	178回	124回	111回

〔成果○と課題△〕

○「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業実践など、学習指導要領で求められている内容に関して、各校で授業研修を重ねることで、教員の授業力を向上させることができました。

○ＩＣＴ機器を用い、映像や音声を効果的に授業に取り込むことで、児童生徒の集中力や理解力、学習意欲が高まっている様子が見受けられました。また、児童生徒の話し合いによる学習の場においてもＩＣＴ機器を用いて積極的に他者参照を行わせることにより学習内容が深まる場面も多く、「主体的・対話的で深い学び」を推進する一助とすることができました。

○学習者用タブレットを文房具のように利用することで、従来より表現の幅が広がり、児童生徒の個別最適な学びや振り返りを促進しています。

△引き続き、学習指導要領の趣旨を十分に理解しつつ、次期指導要領の動向を常に把握しながら、教員の授業力の向上にさらに努める必要があります。

△ＩＣＴ機器を自在に活用できれば、より振り返り及び他者参照を効果的に行える授業を実施することができるため、使用方法や学習に有効なコンテンツについて、研修・研究などをさらに進める必要があります。

△教科等指導員は、資質に優れた教員に委嘱し、市内の学校の要請に応じて、適宜、教科指導を行っています。各指導員はそれぞれの所属校でも中心的な教員として活躍しており、教員の働き方改革を踏まえ、指導員の負担増大とならないように配慮が必要です。

△新たな教育課題に対応するため、教員の研修時間の確保が必要です。

△小学校では、大学等で外国語の教授法を学んでいない教員が多いことから、授業力の向上を図る必要があります。

〔今後の方針〕

・現職教育をはじめ、若手教員研修、ミドルリーダー研修、ＩＣＴ関連研修などを行い、今後も積極的に教員の資質向上に努めます。

・主に小学校教員向けに外国語授業の実技研修会や、教員自身の外国語能力を高められる研修機会を創設し、教員全体の外国語指導力の向上に努めます。

- ・各学校の授業研究の成果については、様々な機会を捉えて、市内のすべての教員に還元し、学校全体の授業力の向上に努めます。
- ・「個別最適な学び」や「主体的・対話的で深い学び」の実現を図るため、引き続き、各学校で特色ある授業を行い、児童生徒の学習意欲を高めるような取組の推進に努めます。
- ・市教育研究会の視聴覚・情報部会などと連携し、プログラミング教育の教育課程、ＩＣＴ環境の充実を図るとともに、教職員向け研修会を定期的に開催し、ＩＣＴ機器等を活用した授業力の育成に努めます。
- ・教科等指導員の制度は、教員の資質向上に非常に有効な取組のため、指導員の活用を精選するほか、一つの教科等で複数の指導員を配置（小学校・中学校に１人ずつ配置）するなど、負担とのバランスを図りながら制度の適切な運用に努めます。
- ・授業においてデジタル教科書の活用と合わせてＩＣＴ機器を効果的に活用できるよう、指導方法の研究に努めます。
- ・次期学習指導要領の動向を常に把握し、教員の研修時間の確保を念頭に置きながら、教育課程の編成モデルなどの試案の作成などに努めます。
- ・ＡＬＴ派遣事業者と連携して研修を開催し、外国語の授業力向上に努めます。

2 基本方針２－イ

児童・生徒が新しい時代に求められる資質・能力を育むことができるよう、個別最適な学びと協働的な学びを一体化し、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めます。

- ① 社会に求められる情報活用能力として、タイピング、ツール活用、共同編集、情報モラルなど、自ら学習の過程を通して知識を関連付けてより深く理解できるよう支援し、個別最適な学びと協働的な学びを一体化した授業改善を進めます。
- ② 児童・生徒が生涯にわたって能動的に学び続け、「学び続けられる子」となるよう、多様な他者と協働し、自ら課題発見に取り組み、それを解決しようとする主体性や協働性を身に付けるために必要な思考力・判断力・表現力を育成します。
- ③ 子どもたちが自らの夢や目標をもち、学ぶ意義や働く意義などについて考え、自分らしい生き方を実現するために、キャリアデザイン推進事業として、小学校では４年生を対象にドリームマップ作成講座、中学校では２年生を対象に「夢」についての講演会を実施し、発達段階に応じた系統的なキャリア形成を行うことができるよう支援します。
- ④ ＡＬＴ（外国語指導助手）との実践的なコミュニケーションを通して、英語教育の充実を図るほか、外国の文化に慣れ親しみ、グローバル人材の育成を継続して行います。

〔主な取組状況〕

- ・文部科学省が推進する事業「リーディングＤＸスクール事業」に参加し、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実に向けて、ＩＣＴ活用に関する先進校を視察するとともに、学校ＤＸ戦略アドバイザー等による研修会を行いました。
- ・教員へのＩＣＴ活用指導力に関するアンケート結果に基づき、自身のＩＣＴ活用に課題

感を持つ教員を対象に、思考ツールの活用、学習者主体の探究的な学びをテーマとした I C T 研修会を開催しました。

・デジタル教科書や授業支援ソフトを用い、電子黒板と通常の黒板を併用しながら各教科の授業を展開しました。

・キャリア教育の一環として、小学校では4年生を対象に、将来の自分の姿やどんな社会になっているかをイメージして、「自分の未来・夢」を描くドリームマップ作成講座を実施し、中学校では2年生を対象に、クラウン（英語で「道化」を表す総称）として、病院で入院中の子どもたちを訪ねるホスピタル・クラウンの活動を行う大棟耕介氏によるキャリアデザインセミナーを実施しました。

・県委託事業「キャリアスクールプロジェクト（中学校）」について全中学校で実施しました。各学校で社会人（職業人）を招いての講演会や職業調べ、上級学校訪問などを通して進路選択や自分の人生を前向きに考えるきっかけとなりました。

・A L T を小学校に4人、中学校に1人派遣しました。A L T との交流を通じて、児童生徒が生の英語によるコミュニケーションをとることができ、英語に慣れ親しみ、外国文化や生活習慣についての理解を深めました。

〔成果○と課題△〕

○リーディングD X スクール事業に参加し、教員が日常の校務の中で I C T 機器を活用する実践を積み重ねてきたことで、I C T 活用指導力の向上が見られました。それにより、授業での活用機会も増え、活用する学習支援ソフトの種類も増えてきています。

○学校評価アンケートの「学習の中でタブレット端末などのコンピュータを使うのは、勉強の役に立つと思う」の質問に肯定的な回答をした児童生徒の割合は、小中学校ともに90%を超え、中学校においては、前年度に引き続き95%の生徒が勉強の役に立つと実感しています。

アンケート項目	R6	R7
「学習の中でタブレット端末などのコンピュータを使うのは、勉強の役に立つと思う」の質問に肯定的な回答をした児童生徒の割合	小学校 92%	小学校 93%
	中学校 95%	中学校 95%

○キャリアデザイン事業では、小学校は将来の夢や希望を考えるための機会を提供することができました。中学校は、自身のこれまでの成長を振り返りながら、進路選択を具体的に考えるための機会を提供することができました。

○キャリアスクールプロジェクトを実施した学校の中には、地域学校協働活動推進員の協力により、地域住民を講師として招き、地域で暮らす方と関わる機会になりました。また、各講師の仕事や生き方についての講和だけでなく、体験や実演により、生徒がより興味関心を持ち、将来を考えることができました。

○外国出身のA L T との関わりの中で、コミュニケーション活動を行う場面を設け、聞くこと、話すことの力量を高めるための授業を展開し、児童生徒が意欲的に授業に取り組む

ことができました。また、デジタル教科書を活用することで、音声や発音、コミュニケーション活動の場を意図的に多く設定しながら英語の学習を進めることができました。

○小学校に1人配置された外国語専科教員が外国語活動・外国語の指導にあたることで、専門性を発揮した指導を行うことができ、学級担任の負担軽減にもつながりました。

○選考した12人の生徒をニュージーランドに8日間派遣し、国際的な感覚や視野を育むとともに、日本文化を再認識し、学校や地域で活躍する人材の育成を図りました。

△オンラインによる学習機会の提供は、課題や資料の配信が中心で、同時双方向及び反転学習等のオンライン授業ができるまでには至っていない学校が多いため、検討を進めます。

△ICT機器の使用機会を増やすだけでなく、振り返り活動や学習者主体の探究的な学びの充実に向け、公開学習会や教員研修を通じて、授業力向上を目指します。

△学校評価アンケートの「授業では、課題の解決に向けて自分で考え、自分から取り組んでいる」、「話し合い活動や発表を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができる」の質問に肯定的な回答をした児童生徒の割合は、小学校が前年度よりも微減し、中学校は同数値となり、目標値（90％）には達していません。

△学校評価アンケートの「将来の夢や目標をもっている」の質問に肯定的な回答をした児童生徒の割合は、小中学校ともに前年度とほぼ同様の数値となっており、今後もキャリアプランニング能力を育む教育が求められます。

アンケート項目	R 6	R 7
「授業では、課題の解決に向けて自分で考え、自分から取り組んでいる」の質問に肯定的な回答をした児童生徒の割合	小学校 83%	小学校 82%
	中学校 79%	中学校 79%
「話し合い活動や発表を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができる」の質問に肯定的な回答をした児童生徒の割合	小学校 81%	小学校 76%
	中学校 79%	中学校 79%
「将来の夢や目標をもっている」の質問に肯定的な回答をした児童生徒の割合	小学校 85%	小学校 85%
	中学校 70%	中学校 69%

△職場体験を実施しなくなったことに伴い、各学校で職業講話などの職業学習を計画していますが、「生徒自身がどのように社会に関わっていくのか」「どのように魅力を伝えていくのか」などより学びが深めることができるよう検討していきます。

△外国語専科教員がすべての小学校を巡回できるわけではなく、また、ALTが授業に参加できない時間もあるため学級担任が単独で外国語活動の授業を行うことについて、課題があります。

〔今後の方針〕

・教員が授業だけでなく校務においても、日常的・効果的にICT機器を活用することでICT活用指導力を高め、個別最適な学びと協働的な学びを一体化し、主体的・対話的で深い学びを実現する授業改善を図っていきます。また、教員のICT活用指導力アンケー

トを年に一度実施し、その結果を分析して、経験年数や年代ごとにニーズに応じた効果的な研修の機会を創出します。

・現在の社会に求められる児童生徒の情報活用能力を育成するために、教員は、児童生徒が日常的にＩＣＴ機器を活用する場面を設けるとともに、時代の変化に合わせて知多市情報活用能力体系表を改定し、系統性をもった指導の充実に努めます。

・児童生徒が学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう特別活動を要としてつつ各教科等の特質に応じて、キャリア教育の充実に努めます。

・キャリアデザイン事業は、市のキャリア教育の中心事業として効果を上げており、夢や将来といった未来志向の視点に重点を置きながら、継続的に実施します。

・キャリア教育をより効果的に進めるため、指導計画や授業手法に工夫、改善を行うとともに、小中連携を一層推進し、体系的なキャリア教育となるよう努めます。

・児童生徒の良好なキャリアの形成のために、発達段階に応じた多様な体験活動や人との触れ合いが重要であることから、地域の力を積極的に活用し効果的なキャリア教育の推進に努めます。

・児童生徒が英語によるコミュニケーション能力を高めるとともに、多様な価値観や文化に触れ、体験的に理解を深めることができるようにするため、校外でのイベントの開催や、教員の研修などＡＬＴの効果的な活用に努めます。また、県に外国語専科教員の増員を要望していきます。

3 基本方針２－ウ

地域の人材が、サポートスタッフとして学校の教育活動に参画する取組を推進します。

- ① 学校ホームページや学校だよりなどを活用して、保護者や地域に積極的に情報発信するとともに、学校評議員、ゲストティーチャー、コミュニティ・スクール、ちたっ子ボランティア、大学などの教育関係機関との連携に基づく人材を活用し、地域の声や力を学校運営に活かします。
- ② 旭南中学校区（旭東小学校・旭南小学校・南粕谷小学校・旭南中学校）へと拡大したコミュニティ・スクールと地域学校協働本部について、学校と地域がより円滑に連携・協働できるよう継続的な支援を行いながら、他地区への導入のための準備を進めます。
- ③ キャリア教育の一環として、地元で働いている社会人（職業人）から働くことの大切さや仕事のやりがいについての職業講話を実施します。
- ④ 市の方針や知多市部活動地域移行・地域連携協議会での協議を踏まえ、中学校における休日の部活動は９月から廃止します。また、子どもたちが休日にスポーツ活動、文化芸術活動、ボランティア活動などに参加できるよう、地域団体等と連携しながら機会の提供を進めます。

〔主な取組状況〕

- ・地域や保護者に対し、積極的に授業や校内活動を見学してもらう学校公開を行い、親しみやすく、開かれた学校づくりに取り組みました。
- ・総合的な学習の時間やそろばん学習などに地域の人材をゲストティーチャーとして招くなどして地域の知識・経験を生かした学習に取り組みました。
- ・学校評議員会を年数回設け、地域の情報を収集するとともに、学校に対しての意見を聞くことで、学校運営に生かすことができました。
- ・定期的な学校だよりの発行やホームページの更新により、子どもたちが学校で授業に打ち込む様子や、学校行事に参加している様子を保護者に提供しました。
- ・旭南中学校区では、学校運営協議会を３回開催し、学校運営にかかる諸課題について協議し、地域学校協働活動へつなげました。
- ・中学校の部活動の地域展開に伴い、各中学校の陸上部の生徒が休日にも活動できるよう、知多市スポーツ協会陸上競技部と連携し、知多市陸上クラブの団体設立を支援しました。
- ・中学校の部活動の地域展開に伴い、今後中学生との関わりが深くなることが想定される知多市スポーツ協会各競技部やジュニアスポーツ団体、ジュニア文化団体などを対象に、指導者講習会を平日と休日の２回開催しました。
- ・休日の部活動の廃止に伴い、これまで土日に使用されていた中学校施設の利用調整を行い、新たに利用する団体の活動を支援しました。
- ・今後の部活動の在り方について、学校教育課と生涯学習スポーツ課の担当で検討を進めました。

〔成果〇と課題△〕

○地域の人材をゲストティーチャーとして招いて講演や米作り等の体験活動を行うことで、子どもたちの地域への理解と愛着を育むとともに、学校と地域の連携を強化することができました。

○中学校の部活動の地域展開に向けて、指導者講習会の開催や知多市陸上クラブの設立支援、中学校施設利用の調整などを行い、休日における中学生の活動環境の確保に努めました。

○学校評価アンケートの「自分の暮らすまちを大切に思う」の質問に肯定的な回答をした児童生徒の割合は、小学校で前年度よりも数値が上がり、９２％以上の児童生徒が自分の暮らすまちを大切に思っています。

アンケート項目	R 5	R 6	R 7
「自分の暮らすまちを大切に思う」の質問 に肯定的な回答をした児童生徒の割合	小学校 95%	小学校 95%	小学校 96%
	中学校 89%	中学校 90%	中学校 92%

○コミュニティ・スクールと地域学校協働活動について、学校と地域が連携を取りながら進めることができました。学校からの要望について、ゲストティーチャーや除草作業など地域からの積極的な協力を得ることができました。

△新中学１年生を中心に、生徒やその保護者、学校関係者に対して、中学校部活動の地域展開の方針等を継続して周知していく必要があります。

△コミュニティ・スクールと地域学校協働活動について、今後も地域の協力を得るために、継続した事業周知や協力依頼を求めていく必要があります。

〔今後の方針〕

・地域の人材を積極的に活用するなど、地域に根差した教育を推進し、郷土文化への理解の促進や郷土愛の育成に努めます。

・令和１２年度までに全小中学校にコミュニティ・スクールを導入できるよう検討を進めます。

・次期導入予定である八幡中学校区及び中部中学校区の地域への事業周知や協力を得られるよう説明会や研修会等を実施します。

４ 基本方針２－エ

学校が家庭、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーなどと連携を深め、いじめや不登校への対応など、児童・生徒や家庭それぞれの状況に応じた、よりきめ細かい指導・支援を行います。

- ① 知多市いじめ防止基本方針に則り、いじめ防止対策の組織的な対応を進めます。
- ② スクールソーシャルワーカーを増員するとともに、スクールカウンセラー、学校生活適応指導教室（ふれあいスクール「タッチ」）を継続して配置し、不登校傾向にある児童・生徒の早期発見・早期対応に取り組むとともに、ＩＣＴ機器を活用したオンライン授業など不登校児童・生徒に対して個に応じた支援を行います。

〔主な取組状況〕

・県教育委員会が配置するスクールカウンセラーのほか、市教育委員会のスクールカウンセラー１人が小学校を巡回し、児童生徒、保護者に臨床心理の専門的見地からのカウンセリングを行いました。

・スクールカウンセラーが、現職教育での講師や、不登校対策部会におけるケース検討への助言を行うなど、心の専門家として学校運営を支援する場を設けました。

・スクールソーシャルワーカーが、いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働き掛けて支援を行いました。

・いじめ問題等対策委員会を開催するとともに、全小中学校でいじめに係る校内研修などを実施しました。

・いじめ問題等対策講演会を開催し、講師の鈴木中人氏から「いのちの授業～いのちを大切に作る心を育む～」について学びました。

・学校いじめ防止基本方針に基づき、各学校でいじめに関するアンケートや教育相談などを実施し、いじめの早期発見に努めるとともに、いじめを認知した場合には、教員間で情報共有を図り、学校全体で対応して早期解決に努めました。

・インターネット上のいじめ防止対策として、子ども、保護者を対象にした情報モラル教室を開催し、コミュニケーションアプリやSNSを利用するときのルールを学ぶ機会を設けました。

・不登校対策として、学校、家庭、適応指導教室の3者の連携などにより、心因的要素の解消や生活習慣の改善などに取り組みました。

・いじめ・不登校対策委員会を各学校で定期的に行い、児童の様子を全職員が把握し、問題行動に対して全職員で取り組む体制をとりました。

<市配置スクールカウンセラーのその他の活動実績>

活動内容	いじめ問題対策連絡協議会、学校生活適応指導教室事例検討会、教育支援委員会等各種会議、各学校等との連絡会、保育園・子ども園相談
------	--

<市配置スクールカウンセラーによる小学校6校の相談実績>

相談内容別内訳	R 5 (123件)		R 6 (121件)		R 7 (132件)	
	件 数	比 率	件 数	比 率	件 数	比 率
メンタルヘルス	58 件	47.2%	39 件	32.2%	55 件	41.7%
養育上の問題	16 件	13.0%	27 件	22.3%	37 件	28.0%
発達	18 件	14.6%	27 件	22.3%	21 件	15.9%
不登校	28 件	22.8%	27 件	22.3%	19 件	14.4%
その他	3 件	2.4%	1 件	0.9%	0 件	0%

<スクールソーシャルワーカーの対応実績>

相談内容別内訳	R 5 (延べ784件)		R 6 (延べ1,112件)		R 7 (延べ1,535件)	
	件 数	比 率	件 数	比 率	件 数	比 率
不登校	103 件	13.1%	163 件	14.7%	235 件	15.3%
いじめ、暴力行為、非行等の問題行動	40 件	5.1%	47 件	4.2%	72 件	4.7%
友人、教職員等との関係の課題	85 件	10.9%	134 件	12.0%	229 件	14.9%
児童虐待	55 件	7.0%	107 件	9.6%	104 件	6.8%
性的な被害	—	—	0 件	0.0%	3 件	0.2%
貧困の課題	32 件	4.1%	76 件	6.8%	55 件	3.6%
ヤングケアラー	5 件	0.6%	17 件	1.5%	30 件	2.0%
家庭環境の問題	239 件	30.5%	272 件	24.5%	360 件	23.5%
心身の健康・保健に関する問題	99 件	12.6%	159 件	14.3%	223 件	14.5%
発達障害等	95 件	12.1%	101 件	9.1%	160 件	10.4%
性的マイノリティ	0 件	0.0%	4 件	0.4%	0 件	0.0%
学業・進路	—	—	—	—	48 件	3.1%
その他	31 件	4.0%	32 件	2.9%	16 件	1.0%

<いじめの認知件数、解消件数>

区 分		R 5	R 6	R 7
小 学 校	認知件数	118件	123件	103 件
	解消件数	82件	102件	70 件
	認 知 率	27.6件	29.6件	25.3 件
中 学 校	認知件数	47件	51件	42 件
	解消件数	27件	30件	25 件
	認 知 率	19.8件	21.8件	18.1 件

文部科学省「R6児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」によると、国全体のいじめの認知率（1,000人当たりの認知件数）は小学校101.9件、中学校42.6件です。

<不登校児童生徒の割合（小学校）>

区 分		R 5	R 6	R 7
小 学 校	児 童 数	148人	155人	167人
	全児童数	4,276人	4,159人	4,070人
	発 生 率	3.46%	3.72%	4.10%
	解消者数※1	30人	31人	32人

同上の調査によると、不登校児童生徒の発生率は、小学校2.30%、中学校6.79%です。

<不登校児童生徒の割合（中学校）>

区 分		R 5	R 6	R 7
中 学 校	生 徒 数	214人	217人	208人
	全生徒数	2,369人	2,344人	2,323人
	発 生 率	9.03%	9.25%	8.95%
	解消者数※1	32人	33人	27人

不登校＝年間30日以上欠席した児童生徒のうち、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にある者

※1 不登校児童生徒数のうち、支援・指導により登校する（できる）ようになった児童生徒数

<学校生活適応指導教室の通所・学校復帰実績>

区 分	R 5	R 6	R 7
通所者（入所）	11人	4 人	1 人
通所者（体験まで）	5 人	8 人	5 人
体験・見学者	6 人	12人	8 人

〔成果〇と課題△〕

〇いじめについては、小中学校で前年度に比べて認知件数が減少しています。引き続き、小中学校ともに、積極的な認知と早期対応を進めつつ、いじめを認知した際は安易に解消したと判断せず、解消に向けて学校全体の問題として慎重に取り組むようにします。

〇スクールカウンセラーとの面談やカウンセリングにより、登校日数が増えた児童生徒がいました。カウンセリングやプレイセラピーは児童生徒や保護者の心のケアにつなげることができました。

〇市スクールカウンセラーと教育相談員が幼稚園や保育園に巡回訪問する時間を設け、就学相談につなげることができました。

〇スクールソーシャルワーカーは、5中学校区に1人ずつ配置して活動を行いました。相

談件数も大幅に増加しました。年間を通して支援を続けてきたことで、関係機関とつながり、改善が見られた事例が増えました。

○スクールソーシャルワーカーは、主に不登校傾向のある児童生徒と接しながら、家庭環境を見極め、福祉的支援が必要なケースに積極的に関わることができました。また、スクールソーシャルワーカーによるケース会議を行い、長期短期目標を立てて、具体的な支援の在り方を話し合うことができました。

○養育上の問題で不登校傾向にある場合には、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、こども家庭センター等の関連機関と連携することで、複数の目で適切に対応することができました。

○昨年度に引き続き適応指導教室の指導員を学校に派遣したことで、対象児童生徒の情報の共有が図られ、適応指導教室と学校の双方で、より適切な指導を行えるようになりました。

○学校と適応指導教室の連携を密にし、不登校児童生徒の早期発見と早期対応に取り組むとともに、指導主事が各学校の不登校児童生徒の状況を的確に把握して、学校に対し積極的に支援や助言を行いました。

△いじめの発生時期により年度をまたぐ案件もあるため、関係者で綿密に情報の共有を図り、丁寧な対応を心掛ける必要があります。

△不登校の児童生徒数は、中学校がやや減少に転じたものの、小学校では増加傾向となっています。

△学校評価アンケートの「自分には、よいところがあると思う」の質問に肯定的な回答をした児童生徒の割合は、小中学校ともに前年度とほぼ同様の数値となっているものの、他のアンケート項目と比べると全体的に数値が低い傾向にあることから、継続して自己を見つめ、自分のよさを伸ばす機会の創出が求められます。

アンケート項目	R 6	R 7
「自分には、よいところがあると思う」の質問に肯定的な回答をした児童生徒の割合	小学校 81%	小学校 83%
	中学校 78%	中学校 78%

〔今後の方針〕

- ・いじめ問題については、道徳や学級活動などでいじめ問題を取り上げて指導を行うほか、日頃からの児童生徒への声かけ、教育相談や校内アンケートの実施、日記による指導等により、未然防止、早期発見と早期対応に取り組めます。
- ・「該当児童などが心身の苦痛を感じたらいじめである」という考えのもと、引き続き、子どもからの小さなサインも見逃すことなく、子どもたちに寄り添った支援に努めます。
- ・タブレット端末を用いて、毎日「心の天気」の入力をさせ、児童生徒の小さな心の変化を見逃さず、また、いじめ等の早期発見に努めます。
- ・不登校の児童生徒への対応については、学校は楽しい・わかる授業づくりや学級における共感的な人間関係形成に取り組み、不登校を増やさないよう努めます。その上で、新たに不登校になった児童生徒には不登校の背景の理解と早期対応などを、継続的に不登校の児

児童生徒には本人の社会的自立を目指しつつ、専門家チーム等と連携を図りながら、粘り強い支援につなげていきます。

- ・適応指導教室については、社会的自律という支援目的の明確化及び施設の老朽化のため、名称及び設置場所を変更し、子どもたちが地域社会をより身近に感じられる環境を整え、一人ひとりの成長を丁寧にサポートします。
- ・社会に開かれた教育課程を編成し、主体的・対話的で深い学びを実現する授業づくりを行うことで、児童生徒の自己肯定感、自己有用感を高めるよう努めます。

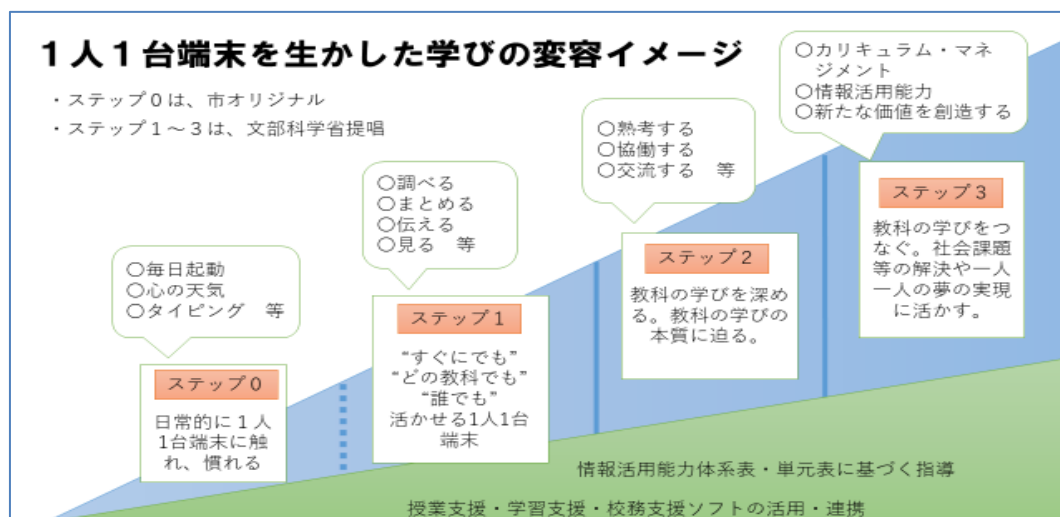
5 基本方針2-オ

時代やニーズに合った質の高い教育を提供するため、ICT機器を始めとした環境整備を進めます。

- ① GIGAスクール構想により整備したクラウド環境を最大限活用し、ICT機器を普段使いすることで、時間や場所の制約なく学び続けられる環境を整えます。
- ② ICT支援員を配置し、学習活動にとどめることなく学校生活全般でICT機器の活用を図ります。
- ③ 学校サーバのセンターサーバ化により整備した教育ネットワーク環境を活用し、データ連携による、学校の業務改善や学習履歴を活用した指導・評価を進めます。
- ④ 学校と保護者をつなぐ連絡ツールを使って子どもの出席確認をしたり、採点集計業務ソフトを使ってテストの採点や集計業務を行ったりするなど、整備してきたICT機器の活用を進め、学校の働き方改革につなげます。
- ⑤ 校務においても学習系クラウド基盤の積極的な活用を図り、効率的な情報共有、事務の簡略化を実現し、業務の効率化を推進することで児童生徒と向き合う時間の確保につなげます。

〔主な取組状況〕

- ・1人1台端末を生かした学びの変容イメージ図を作成し、市内すべての学校において共通の目指すべき方向性を示すとともに、文部科学省のリーディングDXスクール事業に参加し、ICT機器を文房具のように日常的に使用する新たな学びへの取組を進めました。



・令和7年度は、南粕谷小学校、旭東小学校、旭南中学校を指定校、市内全校を協力校に設定し、リーディングDXスクール事業を推進しました。また、文部科学省の生成AIパイロット校に新田小学校と東部中学校が参加し、生成AIを活用した校務の業務効率化や質の向上など、働き方改革の一環として取り組みました。

・子どもたち自身の考えを深めることや、授業での子どもたちの対話の活性化を目的とし、チャット使用を各校で進めました。

・授業目的公衆送信補償金制度（SARTRAS）に加入し、教科書の一部等を用いたオンデマンド教材の作成や、教科書を映しながらの完全オンライン授業等ができるようになり、学びの保障に向けた環境を整備しました。

・保護者連絡ツール、心と学びの記録・振り返りツール、タブレット型校務支援ツールなどのコミュニケーションツールを活用することで、児童生徒や保護者との情報共有を効率化し、校務でもタブレット端末とクラウド環境を最大限に活用する取組を進め、校務DXを推進しました。

・学校現場の急激なICT化への対応として、ICT支援員を15校に4人配置し、授業準備や教員研修等のICT活用支援を行うとともに、ICT機器活用能力向上のための研修会をオンライン開催し、各校での実践事例を情報共有しました。

・ICT支援員が、知多市ICT通信を毎月作成し、ICT機器の活用方法や様々な機能の紹介を教員向けに発信しました。

〔成果〇と課題△〕

〇ICT機器を用い、映像や音声を効果的に授業に取り込むことで、児童生徒の集中力や理解力、学習意欲が高まっている様子が見受けられました。また、授業支援ソフト等を活用することで考えや意見をスムーズに共有することができ、子どもたち同士が教え合い学び合う協働学習推進の一助とすることができました。

〇ICT機器と汎用的なクラウドツールを活用した授業づくりへの取組によって、子どもたちが主体的に学びに向かうようになり、学習方法の自己選択によって個別最適な学びにつなげることができました。

△ICT機器や導入ソフトウェアが増えたことで、物品の管理やデータ更新、アカウントの管理、情報モラル指導等の業務が増加しているため、現場におけるサポート人材の増員が望まれています。

△教材の準備や会議資料の共有にタブレット端末や生成AIを活用し、業務の効率化に役立てていますが、児童生徒と直接関わる時間や授業のための時間を増やすためにも、更に校務の情報化を進める必要があります。

△ICTを活用した子ども主体の授業への取組について、教員間での差が発生しています。

〔今後の方針〕

・コミュニケーションツールを更に活用し、児童生徒が発する心のサインや、保護者からの欠席連絡等の情報をリアルタイムに共有し、きめ細かい、かつ、迅速な指導・支援につなげ

ます。また、校務支援システムとのデータ連携により、教職員の業務負担軽減を図ります。

・子どもたちが学習過程を意識して自律的に学びを進められる授業づくりを学習系のクラウド上で行い、授業に参加できない子どもたちが自宅等から参加できるようにすることで、学びの保障に向けた取組を推進します。

・基礎的な情報活用能力の育成として、キーボードのタイピング練習や、情報モラル教育を継続的に推進します。

・リーディングDXスクールや生成AIパイロット校の取組を軸に、ICTを活用した主体的、対話的で深い学びについての授業実践を市内全校及び知多管内に展開し、学校教育全体での推進を図ります。

6 基本方針2ーカ

快適で安全な教育環境の向上のため、計画的に学校施設などの整備を進めます。

- ① 児童・生徒が快適で安全に学ぶことができる環境の整備のため、老朽化したつつじが丘小学校の体育館や、旭南小学校、南粕谷小学校、八幡中学校及び東部中学校校舎の大規模改修、特別教室への空調整備工事を進めます。また、老朽化した机椅子の取替や、遊具の取替等を適切に行います。
- ② 体育館への空調設備整備に向け、八幡中学校、知多中学校、旭南中学校への空調整備工事を進めるとともに、東部中学校及び中部中学校への整備に向けた実施設計を進めます。
- ③ 八幡給食センターにおける老朽化した施設及び厨房機器の修繕、更新を行い、大量調理施設としての機能を整備するとともに、衛生環境の向上に努めます。

〔主な取組状況〕

＜トイレ改修事業＞

学校種別	事業完了目標年度	目標洋式化率 (学校単位)	令和7年度末現在の 洋式化率(全体平均)
小学校	令和2年度	66.7%	78.2%
中学校	令和4年度	66.7%	73.7%

＜校舎改修事業＞

事業名	事業費
旭南小学校北棟大規模改修工事	108,570,000円
南粕谷小学校北棟大規模改修工事	101,860,000円
八幡中学校中棟大規模改修工事	141,460,000円
東部中学校校舎大規模改修工事	147,400,000円
つつじが丘小学校体育館大規模改修工事	98,890,000円
中学校体育館空調設備整備工事(八幡中、知多中、旭南中)	289,858,800円
中学校空調設備整備工事(東部中、中部中)	8,734,000円
小中学校空調設備整備工事(佐布里小、旭南小、八幡中)	29,975,000円
八幡小学校エレベーター改修工事	1,815,000円

新田小学校エレベーター改修工事	4,202,000 円
旭北小学校エレベーター改修工事	12,100,00 円
小学校遊具取替工事	4,730,000 円
旭南中学校スロープ等設置工事	8,470,000 円
知多中学校バリアフリー修繕工事	2,640,000 円
新田小学校揚水ポンプ修繕工事	3,300,000 円
岡田小学校揚水ポンプ及び制御盤取替修繕工事	3,410,000 円
中部中学校揚水ポンプ修繕工事	2,915,000 円
岡田小学校防火シャッター修繕工事	2,904,000 円
旭東小学校防火シャッター修繕工事	2,827,000 円
八幡小学校加圧ポンプ修繕工事	2,310,000 円



【つつじが丘小学校】



【八幡中学校】

<施設備品更新>

事業名	事業費
八幡給食センタースポットエアコン 1 台	330,000円

<厨房機器更新>

事業名	事業費
八幡給食センター調理場用移動台 3 台	643,500円
八幡給食センター調理場用 L 型台車 2 台	264,000円
八幡給食センター給食配送用コンテナ 2 台	913,000円
八幡給食センター蒸気ボイラー 1 台	7,700,000円
八幡給食センター蒸気回転釜 3 台	9,350,000円

<施設整備>

事業名	事業費
プレハブ冷蔵庫・冷凍庫更新工事	12,084,930円

〔成果○と課題△〕

○つつじが丘小学校体育館大規模改修工事では、屋根・外壁の老朽化対策工事及び照明のLED化やアリーナ床の改修を行い、機能向上を図ることができました。

○八幡中学校の中棟大規模改修工事では、屋上防水塗装及び外壁塗装を更新し、建物の長寿命化を図るとともに、外壁の非構造部材の耐震化を実施することで生徒の安全な生活につなげることができました。

○八幡中学校、知多中学校、旭南中学校の体育館への空調設備整備工事を行い、生徒が安心安全に活動ができる環境を整えることができました。

○理科室、図工室等の特別教室にエアコンを設置することで、夏季期間も各教科の授業を進められるよう環境改善を図ることができました。

○給食センターでは、老朽化したプレハブ冷蔵庫・冷凍庫の更新を実施し、調理環境を向上することができました。

△教室ロッカーや靴箱の老朽化が進んでおり、多くの学校が建設時から取替えを行っていないため、サイズが合わなくなってきています。普通教室用机についても旧規格の机では狭いため、順次新JIS規格のものに取り替える必要があります。

△学校施設は、耐震改修についてはすべて終了しているものの、老朽化が進んでいる施設が多く、学習環境の向上のため、今後も計画的に改修事業を実施することが必要です。

〔今後の方針〕

・校舎や体育館等の防水・外壁改修などの大規模改修事業については、老朽化が進んでいるものから順に、計画的に実施します。

・バリアフリー化が未完了である体育館トイレ改修事業を進めます。

・教室ロッカーの改修は、小学校分から順次実施していきます。

・児童生徒が1年を通して快適に過ごせる学習環境を整え、多様な教育活動に柔軟に対応するため、利用頻度の高い特別教室等への空調設備整備工事を引き続き行うとともに、中学校体育館及び小学校体育館への空調設備整備工事を進めます。

・安全安心な給食の提供を継続するとともに、より良い作業環境を構築するため、新給食センター建設に向け基本計画を策定します。

7 基本方針2ーキ

障がいのある児童・生徒が安心して学習できるよう、学習支援や生活支援などを行い、自立に向けた支援をします。

- ① 特別支援教育指導員を配置して、特別支援教育に携わる教員の専門性の向上や支援を行います。
- ② 特別支援サポーター（特別支援教育支援員）を増員して、介助・介護が必要な児童・生徒に対して教員が指導に専念できる環境整備を推進するとともに、特別な支援や配慮が必要な児童・生徒の教育的ニーズに合わせたきめ細かい支援を行います。

〔主な取組状況〕

- ・学校生活支援員は、特別な配慮が必要な子どもたちへの適切な支援や担任教員などの負担軽減を図るためになくてはならない存在であり、学校の教育現場の実情を鑑み、44人体制としました。
- ・よりきめ細やかな支援を行うことができるように令和6年度から配置を開始した特別支援教育支援員は、7年度から配置人数を増員し、10人体制としました。
- ・特別な配慮が必要な子どもたちを支援するため、「成長ファイル」を活用し、保護者と教員が連携しながら子ども一人一人に応じた指導を行いました。

〔成果〇と課題△〕

- 成長ファイルの活用を推進することによって、学校と家庭、教員同士で情報の共有を密に図り、組織的に指導・支援を行うことができました。
- 学校生活支援員を44人体制、特別支援教育支援員を10人体制としたことで、特別な配慮が必要な子どもたちに、状況に応じたきめ細かな対応を行うことができました。
- △支援を必要としている児童・生徒は、年々増加しています。加えて、児童生徒の支援ニーズの多様化、複雑化、重度化により、十分に必要な支援ができているとは言い切れない部分があります。

〔今後の方針〕

- ・学校生活指導については、指導現場の声を聞き取り、より子どもたちが安心して学校生活を営むことができるよう、適切な運営に努めます。
- ・よりきめ細やかな支援を行うことができるように、介助も業務内容に含めた特別支援教育支援員を継続して配置していきます。

8 基本方針2-ク

外国にルーツを持つ児童・生徒が安心して学習できるよう、日本語初期指導や生活支援などを行い、日本の学校生活への早期適応を支援します。

- ① 日本語初期指導教室指導員を配置して、日本語が分からない児童・生徒が日本の学校生活に早期に適応できるように支援を行います。
- ② 外国人児童生徒指導員を配置して、外国にルーツを持つ児童・生徒への生活支援・学習援助を行います。

〔主な取組状況〕

- ・外国人児童生徒指導員、外国人児童生徒指導協力員を配置し、児童生徒の学校生活や学習活動への支援を行うとともに、個人懇談会などでの教職員と保護者の意思疎通を図る支援に取り組みました。
- ・日本語初期指導教室「えがお」には、指導員3人を配置し、日本語がわからない外国人の児童生徒を対象に、日本の学校で過ごすための言葉やルールを教えています。
- ・外国人児童生徒が在籍している学校の担当者や市内で外国人の支援を行っているNPO

などで組織する知多市外国人児童生徒等教育連携協議会において、研修会を実施し、外国人児童生徒等教育の指導方法等について理解を深める機会を提供しました。

・入学前の外国人児童及びその保護者に対して、小学校入学の心構えなどを伝えるため、市民協働課やNPOと協働でプレスクールを開催し、8世帯が参加しました。学校の様子や市内で日本語指導を実施するNPOの紹介、提出書類の記入の手助けを行い、小学校教育生活への意識を高めることができました。

〔成果〇と課題△〕

〇外国人児童生徒指導員の配置や外国人児童生徒協力員の派遣(延べ113回)によって、外国人児童生徒や保護者の母国語による学習指導、生活支援を行い、学校生活への早期適応や、教職員と保護者の共通理解を深めることができました。

〇市民協働課と連携し、学校から要望のあったタイ語の外国人児童生徒協力員を新たに登録・派遣することができました。

〇知多市外国人児童生徒等教育連携協議会において、各市民団体が市内の外国人児童生徒にどのような支援ができるか学校側に情報提供し、市内教職員を通して必要に応じて外国人児童生徒に照会できる体制を整えました。

〇つつじが丘小学校内に設置する日本語初期指導教室「えがお」の指導員を岡田小学校に派遣し、対象児童に日本語初期指導を行いました。

〇プレスクールに参加した児童及びその保護者の多くがつつじが丘小学校区の方でしたが、それ以外の学校区の方も参加していました。

△日本語が理解できない外国人児童生徒の在籍は市内全域に及んでおり、日本語適応教室のない学校では、十分な支援ができていない場合があります。

△進路指導の通訳など、外国人児童生徒の保護者への外国人児童生徒指導員の業務が増大しています。

〔今後の方針〕

・学習場面での指導や保護者との意思疎通をよりスムーズに行えるように、市民協働課と連携しながら外国人児童生徒指導員・協力員を増員することを検討します。

・日本語初期指導教室「えがお」の指導員を継続して配置し、日本語がわからない外国人の児童生徒によりきめ細かい指導ができるように努めます。

・日本語が理解できない外国人児童生徒の転入が、市内全域に広がっていることで、日本語初期指導教室「えがお」の指導員の派遣依頼が増加しています。巡回指導員の配置検討を進めます。

・日本語の理解が不十分な保護者により正確に情報が伝わるよう、翻訳アプリや多言語連絡ツールなど、ICT機器の活用強化を検討します。

・日本語教材の情報共有化を図り、日本語初期指導教室を修了し各在籍校に戻った際にも、継続して日本語指導が受けられるようにします。

・外国人児童生徒とその保護者への進路説明会を新たに開催します。

基本方針3 学びを楽しむまちづくりの推進

1 基本方針3－ア

幅広い年代の多様なニーズに対応するため、NPOやボランティアによる学習機会の提供を支援します。

- ① 生涯学習ガイドブックを年2回（4・9月）発行するなど、ちた塾と協働で市民への効果的な学習情報の提供に努め、市民の自主的な学習活動を支援します。
- ② 生涯学習地域推進員を窓口として、地域全体で学校を支援するボランティア活動を推進し、地域と学校の連携を進めます。
- ③ 旭南中学校区（南粕谷小学校・旭南小学校・旭東小学校・旭南中学校）において、地域学校協働活動推進員を中心に地域学校協働本部事業を継続します。
- ④ コミュニティ・スクール及び地域学校協働本部について、令和9年度導入校（八幡中学校区・中部中学校区）への導入に向けて準備を進めます。

〔主な取組状況〕

・NPO法人市民大学ちた塾と協働で生涯学習ガイドブック「コノハナ」を発行しました。これまでは毎年4月と9月の年2回発行していましたが、より多くの学生の獲得を目的として、4月、9月、3月に発行しました。なお、令和8年度以降は9月と3月の年2回発行とする予定です。

・学校と地域の連携を強化し、地域の生涯学習活動を推進するため、各コミュニティ（地域学校協働活動導入コミュニティを除く）に1人ずつ、合計7人の生涯学習地域推進員を配置するとともに、資質向上のための研修会などを行いました。

・ちたっ子ボランティア活動推進のため、ちたっ子ボランティアとして活動したい人をチラシ配布やHP等でPRし、全市的に募集しました。旭南中学校区では地域学校協働本部の設置及び地域学校協働活動推進員の配置により、地域住民の方を中心としたゲストティーチャーによる授業や環境整備などを実施し、子どもたちの豊かな成長を支える仕組みを構築しました。

〔成果〇と課題△〕

〇生涯学習ガイドブック「コノハナ」の発行時期を見直したことにより、これまでに比べ周知期間を長く確保することができ、市民の自主的な学習活動を支援する情報を効果的に提供することができました。

〇自宅等でも学ぶ機会を提供するため、オンライン出前講座として、市の歴史の動画や災害救急時の対応、健康に関する動画を市公式YouTubeチャンネルで配信しました。

〇生涯学習地域推進員や地域学校協働活動推進員を対象に、コミュニティ・スクールや地域学校協働活動についての研修会や他地区の生涯学習活動についての事例発表を聞く機会を設けたことで、今後の活動の参考とするとともに、新しい事業について理解を深めることができました。

〇学校からの要請に応じ、授業のサポート・環境整備・蔵書点検等の活動にちたっ子ボランティア登録者を派遣し、学校を支援することができました。

△生涯学習地域推進員や地域学校協働活動推進員については、今後も研修会等の機会を提供し、学校・家庭・地域の連携・協働についての理解を深める必要があります。

△ちたっ子ボランティア活動をより推進するため、学校、地域双方にPRを行い、ボランティア登録者を増やしていくことが必要です。

△地域学校協働活動を推進するため、継続して市内外へ事業を周知するとともに、学校と地域の連携を図りながら活動を進める必要があります。

〔今後の方針〕

・生涯学習ガイドブックで一層身近な学習情報を提供するため、引き続きNPO法人市民大学ちた塾と協働し、さらに見やすい誌面づくりを目指し、掲載内容、情報提供方法などの検討を進めます。

・ちたっ子ボランティア活動について、広報記事やポスター掲示・チラシ配架によるPRを行い、地域に根付いた制度になるよう啓発に努めます。また、生涯学習地域推進員を中心に研修や情報提供を積極的に行うことで、ボランティア登録者の増加に努めます。

・生涯学習まちづくり推進計画に掲げた取組項目を計画的に実施し、生涯学習によるまちづくりを進めます。

・市内の全小中学校区に地域学校協働本部を設置するため、学校と地域と連携をとりながら計画的に事業を進めます。

2 基本方針3－イ

多世代が集い、共に学び合う、憩いの場となる図書館を整備するなど、市民が集う学びの場を創出します。

① 勤労文化会館、中央図書館については、指定管理者による管理運営を行い、施設の設置目的である市民の教育と文化の発展に向け、効果的な事業実施に努めます。

② 中部公民館の適切な施設管理・運営に努め、ふれあいプラザ祭や大学との提携講座（リカレント講座）などを開催します。また、少年少女発明クラブをさらに発展させ、ものづくりや実験を通年で行い、発明の基礎を学ぶことができるよう、活動を支援します。

③ 中央図書館及び歴史民俗博物館における老朽化した電気設備の改修工事を実施し、施設の安全性の向上に努めます。

〔主な取組状況〕

・勤労文化会館では、市民が上質な文化に触れられるよう文化芸術事業を、中央図書館では、段階的な読書啓発推進の事業を行いました。

・中部公民館では、ふれあいプラザ祭やリカレント講座などを実施するとともに、少年少女発明クラブを開講し、発明の基礎を学ぶことができるよう活動を支援しました。

・歴史民俗博物館では、電気設備改修工事を実施しました。

〔成果○と課題△〕

○勤労文化会館の事業は、市民オーケストラやキッズパラダイスなど市民参加型の事業を開催し、市民が文化芸術に触れる機会を提供しました。

○中央図書館では、「ブック展」を毎月開催し、時節やテーマに沿った本を展示して読書スタイルを提案するなど、読書に触れる機会の確保に努めました。また、バリアフリー映画会や英文多読読書会などを継続して行うなど、特色ある図書館事業を実施しました。

○中部公民館では、児童センター及び男女共同参画センターとともに、様々な団体がつながり、ふれあいプラザ祭を開催し、少年少女発明クラブ作品展も同時開催しました。

○中部公民館では、少年少女発明クラブを基礎クラス、応用クラス1、応用クラス2に分けて、年間を通してものづくりやプログラミングなどの活動を支援しました。

○歴史民俗博物館では、施設・設備の改修により、来館者が安心して利用できるようになり、収蔵資料も常時、適切な環境で保存、展示できるようになりました。

△勤労文化会館、中央図書館の指定管理者による事業実施に際しては、それぞれの施設の設置目的を効果的に達成するよう、市とさらに連携する必要があります。

△生涯学習施設は老朽化が進んでおり、今後も計画的に改修する必要があります。

〔今後の方針〕

・勤労文化会館では、より多くの市民が身近に文化芸術に触れられるように、芸術鑑賞事業や市民参加型事業など、指定管理者が行う事業の活性化と支援に努めます。

・中央図書館では、より多くの市民が読書に親しみやすくなるよう「ブック展」や「図書館を使った調べる学習コンクール」を始めとした多種多様な事業を開催するなど特色ある図書館づくりに努めます。

・中部公民館では、少年少女発明クラブの3クラスに分かれた活動に加え、特別応用コースにおいてロボットを動かすプログラミングに挑戦し、アイチータ杯への参加を支援します。

・歴史民俗博物館では、外壁や屋根等を含めた施設全体の大規模改修を見据え、施設の長寿命化に努めます。

3 基本方針 3－ウ

地域の歴史や伝統文化への理解を深め、継承を図ります。

- ① 文化財に対し補助金・交付金を交付することにより、その適切な保護・保存に努めるとともに、地域に伝わる伝統文化の継承を図ります。
- ② 学校教育の場で、尾張万歳などの伝統芸能の解説・実演を行い教育に役立てるほか、伝統文化の重要性を伝え、後継者の育成を支援します。

〔主な取組状況〕

- ・文化財伝承を目的とした団体に知多市文化財保存事業補助金を交付し、支援を行いました。
- ・尾張万歳保存会の協力を得て小学校に「尾張万歳」の出前講座の案内をしました。

〔成果○と課題△〕

○尾張万歳保存会、朝倉梯子獅子保存会、日長の御馬頭保存会に知多市文化財保存事業補助金を交付し、文化財の保護の一助を担うことができました。今後も市民が伝統芸能に直接触れる機会の提供を確保していく必要があります。

○尾張万歳の出前講座を市内の小学校で実施しました。

△伝統芸能を受け継ぐ後継者の発掘と育成が課題です。

〔今後の方針〕

- ・新たな文化財候補の調査に努め、市の指定文化財の数を増やし、文化財保護に努めます。
- ・「尾張万歳」などの郷土の伝統芸能の保存・継承に取り組み、後継者の発掘と育成を支援します。
- ・地域や学校と連携を図りながら、子どもたちに伝統芸能の大切さ、楽しさなどを学習体験できる機会を提供します。
- ・市内の有形・無形の文化財を広く市民に伝えるために、企画展・収蔵品展などを通じて郷土の貴重な文化を紹介します。

4 基本方針 3－エ

文化財を適切に保存し、観光や教育などの幅広い分野での活用を図ります。

- ① 大草城址の文化財指定に向けた関係課との調整や岡田の古い町並などの歴史的遺産に対する支援を行い、その保護や観光などへの活用を図ります。
- ② この地方で古くから行われてきた漁業や知多木綿の道具などを適切に保存・管理することにより、教育現場での出前講座や社会科見学などにおいて活用を図ります。

〔主な取組状況〕

- ・指定文化財を保管管理している団体・個人に知多市文化財管理交付金を交付し、支援を行いました。
- ・大草城址の文化財指定に向けて、関係課と調整しました。

- ・「学区の歴史」の出前講座について、市内小中学校に案内しました。
- ・歴史民俗博物館において、市内10小学校、市外1小学校が、社会科見学を実施しました。

〔成果○と課題△〕

- 申請のあった団体・個人に知多市文化財管理交付金を交付し、文化財の保護や管理の支援を行うことができました。
- 市内の寺院で実施する予定だった悉皆調査は、調査実施を予定していた寺院に対象となる文化財がないことが分かりました。
- 市内の指定文化財を所有している全ての寺院での悉皆調査が終了しました。。
- 「学区の歴史」の出前講座を市内2小学校で、「美術作品の鑑賞」の出前講座を市内1小学校で実施しました。
- 歴史民俗博物館の社会科見学では、「常設展示」、「知多木綿の歴史」、「昭和30年代の生活」について学ぶ機会を提供しました。
- △大草城址の文化財指定に関しては、関係各位と調整し、様々な課題の解消が必要です。
- △令和2年度から実施してきた悉皆調査の結果から指定文化財となりうる文化財の発掘ができなかったため、今後、新たな調査が必要になります。
- △市民が伝統芸能に直接触れる機会を提供できるよう検討する必要があります。

〔今後の方針〕

- ・岡田街並保存会、関係団体、所有者等と連携し、古い建造物の保護や活用を推進します。
- ・市内の指定文化財を所有している寺院の悉皆調査の結果から今後、新たな指定文化財候補の発掘方法について検討していきます。
- ・出前講座の実施方法も含めて、本市の伝統芸能や文化に触れる機会の提供方法を検討します。
- ・大草城址に関しては、引き続き関係部局と調整を図っていきます。

基本方針4 災害に強く、安全に暮らすことができるまちづくりの推進

1 基本方針4－ア

市民、地域、事業者と連携した防災訓練や地域・学校などでの講座・講演会の開催等を通じて、地域の防災意識と防災・減災力を高めるなど、防災・減災教育を推進します。

- ① 各種防災訓練を行うとともに、地域や関係機関と連携して防災教育の充実に努めます。
- ② 市内中学生の防災や減災の意識の醸成を図るため、市主催の「ジュニア防災リーダー養成講座」に多くの生徒が参加することができるよう周知に努めます。

〔主な取組状況〕

- ・地震や火災などの通常の避難訓練に加え、放課や朝の会の時間など、多様な状況を想定した避難訓練、大規模災害を想定した津波避難訓練を行うなど、より実効性が高まる各種の避難訓練を行いました。
- ・全国瞬時警報システム（J－A L E R T）を利用した緊急地震速報訓練に伴う安全行動訓練やあいちシェイクアウト訓練に全校で参加しました。

〔成果○と課題△〕

○一部の学校では、地域や関係機関と連携して避難訓練を実施しました。また、地域の防災ボランティア団体や企業の方から、防災かるた、防災クイズ、非常用ベッド・トイレの組立体験などを学び、真剣に取り組むことができました。

○防災危機管理課主催の知多市ジュニア防災リーダー育成講座に市内中学校から6人ずつ参加し、消防署八幡出張所にて濃煙体験や地震体験を行い、A E Dの取扱いを学びました。

△コミュニティとの協働避難訓練については、地区によって実施にばらつきがあり、有事の際に、地域との連携が上手く取れないことが懸念されます。

〔今後の方針〕

- ・各学校において、地域や関係機関と連携しながら、避難所運営マニュアルの点検や、避難のあり方などを検討するとともに、災害時における避難所の適切な運営・応急教育※1の円滑な実施形態について、点検を行うなど、学校の防災力の強化に努めます。
- ・災害時に子どもたちが適切に対応できるよう、多様な避難訓練の実施に努めます。

※1 応急教育…災害の発生に伴い、学校教育活動が正常に実施されるまでの間、被害状況等に応じ休校、短縮授業等の応急的に実施する教育のこと。

2 基本方針4－イ

安全なまちづくり推進員による巡回や地域が行う見回り活動への支援により、地域の防犯力を向上するなど、防犯教育を推進します。

- ① 保護者や地域から寄せられる不審者等の情報については、保護者向け連絡ツール「tetoru」や愛知県警察本部アプリ「アイチポリス」を利用するなど保護者と情報を共有するとともに関係機関と連携します。

- ② 見守り隊など住民ボランティアと連携した校区内の見回り活動や通学路の見守りなど安全対策を図ります。
- ③ 防犯教室、非行防止教室を実施します。

〔主な取組状況〕

- ・保護者や地域から寄せられた不審者情報に対し、保護者向け連絡ツール「t e t o r u」で情報を共有するとともに、電話もしくは現地で警察と連携して対応しました。なお、情報は、中学校区で同一の内容を発信しました。
- ・市交通指導員や地域の見守り隊、PTA会員による見守り活動を年間を通して行いました。
- ・各学校において、警察等の協力を得ながら、防犯教室、非行防止教室を実施しました。

〔成果○と課題△〕

- 不審者情報が全くなかった学校もあり、見守り隊や住民ボランティアの見守り活動が登下校時の安全確保につながっています。
- △通学路に細い路地が多い学校もあり、継続的な安全対策の啓発が必要です。

〔今後の方針〕

- ・地域住民と協力し、登下校の見守り活動を継続して行います。
- ・地域や警察と協力し、防犯教室や非行防止教室等を行い、防犯意識の向上に努めます。

3 基本方針4－ウ

地域、警察と連携し、交通安全啓発活動を実施し、子どもや高齢者などの交通安全意識を高めます。

- ① 児童・生徒の交通事故防止と交通ルールの遵守及びマナー向上のため、関係機関と連携した効果的な交通安全教室の実施や交通安全の教材を使って、教科や特別活動、総合的な学習の時間における交通安全教育の充実を図ります。
- ② 自転車利用者のヘルメット着用について、積極的に啓発に努め、児童生徒がより安全に自転車を利用できるよう努めます。

〔主な取組状況〕

- ・警察や交通指導員と連携して、低学年向けに交通安全教室や高学年向けに自転車訓練を行いました。
- ・地域のスクールガード活動推進員による下校指導を行いました。
- ・一部学校において、校外学習や避難訓練等の機会を通して、交通安全についての啓発を行いました。

〔成果○と課題△〕

- 警察や地域と連携した交通安全教室を実施したことにより、登下校時における重大な交通事故はありませんでした。

○東部中学校においては、知多交通安全協会主催の自転車無事故・無違反ラリーに参加し、180日間無事故・無違反の表彰を受けました。

△地域人材の協力を得て、計画的に交通安全指導を実施しているものの、登下校中に歩道からはみ出して歩いていた、細い路地を広がって歩いていた児童生徒もいるので、継続的な指導が必要です。

〔今後の方針〕

・今後も警察や地域諸団体と連携し、継続的に交通安全啓発活動を実施します。

4 基本方針4－エ

通学路や交差点などの交通安全対策を実施するなど、交通安全教育を推進します。

- ① 通学路交通安全プログラムを活用するなど通学路等の安全対策を進め、家庭や地域社会と密接な連携を図りながら日常生活の中で交通安全教育を計画的かつ組織的に行います。
- ② 子どもたちが安全・安心に通える環境を整備するため、通学路の危険箇所について毎年度関係機関と情報共有し、実情に合った対策が進められるよう努めます。

〔主な取組状況〕

・各学校において、警察と連携した交通安全教室や自転車訓練を実施するほか、コミュニティやPTAと協働し、下校指導等の交通安全意識の向上に努めました。

・各学校において、教職員やPTAと協働し、通学路の点検を行い、安全対策に努めました。

〔成果○と課題△〕

○各学校の通学団会や班長会を通して、安全な歩行を確認するとともに、通学路の定期的な点検を行うことで、通学路の危険箇所の早期発見と対策・改善が行えました。

○通学路の安全対策について、学校と地域、家庭が共通認識をもつことができました。

△危険箇所への信号機の設置等については、継続して要望し続ける必要があります。

〔今後の方針〕

・今後も継続して、地域と連携しながら、登下校の安全確保に努めます。

・交通安全教育の在り方についての教職員の理解を深め、事故防止に向けた児童生徒の視野が広がるよう、学級活動等を利用して指導を継続します。

基本方針5 生涯を通じた健康づくりの推進

1 基本方針5－ア

すべてのライフステージにおいて、健康的な生活習慣を確立し、末永く続けることができるよう、生涯を通じた健康づくりを推進します。

- ① 働く世代や子どものいる家族でも参加しやすく、だれもが気軽に楽しめるイベントとして、ちた梅子マラソンなどを開催します。
- ② スマートフォンのアプリを活用して、好きなときに、好きな場所で参加できるランニングやウォーキングなどのオンラインイベント「オクトーバー・ラン&ウォーク」を周知し、様々なライフスタイルに対応できるスポーツ活動の機会を提供します。

〔主な取組状況〕

- ・4回目となる「ちた梅子マラソン」を開催しました。
- ・株式会社アールビーズとの連携事業として、「オクトーバー・ラン&ウォーク2025」を実施しました。

〔成果○と課題△〕

- 「ちた梅子マラソン」の開催により健康増進の機会を提供するとともに、佐布里池周辺を観光資源としてPRし、地域活性化につなげるきっかけとしました。
- 「オクトーバー・ラン&ウォーク2025」を実施し、運動習慣を身に付けるきっかけとなる機会を提供しました。
- △スポーツに親しむ機会が少ない市民の運動実施率を向上させることが課題です。

〔今後の方針〕

- ・働く世代や子どもに加えて、家族で参加でき、だれもが気軽に楽しめるイベントとして、「ちた梅子マラソン」を継続して開催します。
- ・スマートフォンのアプリを活用して、好きなときに、好きな場所で参加できるマラソンやウォーキングなどのオンラインイベントを開催し、様々なライフスタイルに対応できるスポーツ活動の機会を提供します。

2 基本方針5－イ

ラジオ体操やウォーキングなど、地域での健康づくり活動を通して、社会全体で健康づくりを支える取組を支援します。

- ① 健康づくりに取り組む団体を支援し、気軽に健康づくりができる機会を提供します。
- ② 小学校区毎に設定されたウォーキングマップを活用し、安全なウォーキング方法や日常生活での身体活動を増やす工夫など、手軽にできる健康づくりに関する情報を提供します。

〔主な取組状況〕

・スポーツ器具、器材を貸し出し、健康づくりに取り組む団体等の活動を支援しました。

〔成果○と課題△〕

○グラウンド・ゴルフやペタンクを始めとするスポーツ器具、器材を随時貸し出し、健康づくりに取り組む団体などの活動を支援することができました。

△安全かつ楽しく運動する出前講座等の機会の提供を継続して実施していく必要があります。

〔今後の方針〕

・継続して出前講座を実施し、気軽に健康づくりができる機会や手軽にできる健康づくりに関する情報の提供をします。

3 基本方針5－ウ

地域や関係団体などと連携し、食育を推進し、望ましい食習慣の啓発を行います。

- ① 県内産や知多市産の食材を生かして、地域の食文化を献立に取り入れ、安全・安心でおいしい学校給食の提供に取り組みます。
- ② すべての小中学校で栄養教諭を中核として食育を推進します。
- ③ 地域と連携した地場産物の栽培、収穫体験などを通して、食の大切さを啓発します。

〔主な取組状況〕

・知多市や愛知県内の特産物を可能な限り使用し、地域の食文化を献立に取り入れ、安全・安心な学校給食の提供に努めました。

・栄養教諭が小中学校全校を訪問し、小学校は全学年、中学校は1年生を対象に、発達段階に応じて食育指導を行いました。

〔成果○と課題△〕

○地産地消の推進として知多市産の小松菜を継続的に使用しました。また、愛知県産や知多市産の野菜を可能な限り使用しました。

○小中学校全校で食育指導を行うことにより、児童生徒に食に関する正しい知識と望まし

い食習慣を身に付ける機会となりました。

△地産地消の推進にあたっては、食材が割高になる場合や、供給量不足で使用できない場合もあり、進め方に留意する必要があります。

〔今後の方針〕

- ・品質の確かな食材を確保するとともに、地産地消を可能な限り推進して、安全・安心でおいしい学校給食の提供に努めます。

4 基本方針５－エ

西知多医療厚生組合が整備する温水プール等健康増進施設を活用し、幅広い世代の健康づくり、体力づくりに取り組みます。

- ① 西知多医療厚生組合が海浜プール跡地に、令和６年度にオープンした健康増進施設「アクアマリンプラザ」において、スポーツ団体による市民参加の水泳大会等が開催されるよう調整します。
- ② 西知多医療厚生組合の健康増進施設「アクアマリンプラザ」の開館にあわせて開始した、当該施設での小学校の水泳指導委託を７校に拡大するとともに、インストラクターと監視員を継続して配置し、安全・安心な水泳授業を実施します。

〔主な取組状況〕

- ・市民参加の水泳大会の開催に向け、調整を行いました。
- ・令和７年度からは、小学校７校が温水プール等健康増進施設で水泳授業を実施し、安全・安心に授業を実施できるよう、学校や委託業者と連携を図りながら進めました。
- ・令和８年度からの全小学校の利用に向け、市内教務主任会での説明や新規校への事前打ち合わせなどを行いました。

〔成果○と課題△〕

○健康増進施設において、市民大会を開催することができました。

○健康増進施設において６月から１２月までに各学級５回の水泳授業を実施し、教員と指導員が連携して子どもたちに安心・安全な指導を行うとともに、児童及び教員アンケートの結果を踏まえ、委託業者とともに改善を図りました。

△市民大会を継続して開催していくにあたり、引き続き調整をしていく必要があります。

△学校と施設間の移動に伴い、入水時間が短くなってしまうため、より質の高い授業が求められます。

〔今後の方針〕

- ・市民大会を継続して開催していくため調整を進めます。
- ・全小学校が継続して温水プール等健康増進施設で実施するため、学校や施設関係者等と連携を図りながら進めていきます。
- ・水泳指導委託契約期間の満了を見据え、次期契約に向け仕様の見直しなどを検討します。

5 基本方針5-オ

総合型地域スポーツクラブの活動やスポーツ協会、スポーツ推進委員会と連携したスポーツ事業により、自分に合ったスポーツや健康づくりの機会を提供します。

- ① 設立して間もないクラブの円滑な運営を支援するため、補助金を交付します。
また、情報交換会等を開催し、既存クラブの安定した運営を引き続き支援します。
- ② スポーツ協会やスポーツ推進委員会、レクリエーションスポーツ運営委員会などを中心に各種スポーツ事業を開催し、競技力の向上やレクリエーションスポーツの普及を図るとともに、子どもから大人までそれぞれのライフステージに合ったスポーツ活動の機会を提供します。
- ③ 地区スポーツ委員会により、地区ごとのレクリエーションスポーツイベントを実施し、スポーツをしていない人や苦手な人がスポーツに参加するきっかけとなるよう努めます。
- ④ 令和7年9月より中学校における休日の部活動が廃止されることに伴い、知多市の部活動の地域展開への状況や、地域の活動団体を、ホームページや入学説明会等で周知するなど、地域で行われているクラブ活動への参加を推奨していきます。

〔主な取組状況〕

- ・総合型地域スポーツクラブの育成事業補助金を「スポーツクラブCOCOつつじ」に交付しました。
- ・総合型地域スポーツクラブの現状や課題を把握し、新しい取組などを情報共有するため、情報交換会を開催し、意見交換を行いました。

<総合型地域スポーツクラブの会員数>

名 称	設立年月日	会 員 数		
		R 5	R 6	R 7
ふれあい佐布里斯ポーツクラブ	平成21年4月11日	303人	304人	310人
旭東コスモススポーツクラブ	平成22年4月17日	109人	85人	85人
東部ふるさとスポーツクラブ	平成22年10月16日	169人	162人	159人
〇（まる）っと岡田スポーツクラブ	平成24年4月1日	242人	102人	87人
旭北SSC	平成24年4月21日	45人	29人	23人
新知いきいきスポーツクラブ	平成25年4月13日	39人	51人	51人
八幡スマイルクラブ	平成28年4月9日	60人	38人	33人
南粕谷フレンドリークラブ	平成28年4月9日	92人	90人	90人
旭南わくわくクラブ	平成29年4月8日	165人	165人	165人
スポーツクラブCOCOつつじ	令和5年5月28日	51人	61人	61人

- ・年間を通して、各種スポーツ事業を開催しました。
- ・体力づくり教室を開催し、気軽に健康づくりができる機会を提供しました。
- ・地区運動会や三世代交流事業などを開催しました。ただし、雨天のため一部事業が中止となりました。

<地域スポーツ事業の実績>

区 分		R 5	R 6	R 7
地区事業	事業数	203件	148件	187件
	参加者数	8,477人	8,390人	8,223人

・部活動地域移行・地域連携協議会の委員に対して、部活動の地域展開の進捗状況について資料を送付し情報共有を図るとともに、令和6年度に引き続き、中学新1年生を対象とした入学説明会において、部活動改革の経緯や方針等を説明しました。

[成果○と課題△]

○「スポーツクラブＣＯＣＯつつじ」へ育成事業の補助金を交付し、備品や消耗品などの購入により、安定的なクラブ運営の促進を図りました。

○部活動改革について、知多市の方針を生徒や保護者等に示しました。

△更なる活性化を図るため、総合型地域スポーツクラブの新規会員の加入促進と会員の定着、指導者やスタッフの確保と育成を図ることが必要です。

△スポーツに親しむ機会が少ない市民の運動実施率を向上させることが課題です。

△令和7年12月に国から示された「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を踏まえ、その内容を精査・研究するとともに、ガイドラインの趣旨に沿った部活動改革を着実に進めていく必要があります。

[今後の方針]

・総合型スポーツクラブの安定的な運営を図るため、設立から10年を経過したクラブに対して育成事業補助金の交付やクラブ紹介などの支援を継続して行います。

・学校、地区スポーツ委員会、コミュニティが連携して、スポーツを通じた地域交流イベントを開催し、地域の活性化を図ります。

・ガイドラインの内容を精査・研究するとともに、学校教育課や生涯学習スポーツ課、各種関係団体と連携・協力しながら今後の方向性を検討していきます。

6 基本方針５－カ

関係機関や事業者と連携して新たなスポーツ施設を整備するなど、スポーツを楽しむ環境を充実させます。

- ① 愛知県サッカー協会がふれあい広場跡地に整備した「愛知県フットボールセンター知多」や緑広場跡地に整備されたプロフットサルクラブ名古屋オーシャンズの「オーシャンズフィールド」で、サッカーの大会や地域のイベントなどが開催され、賑わいが生まれ魅力ある場所となるよう支援します。
- ② 名古屋港南５区の利用拡大として整備した、野球、サッカー、ソフトボール、グラウンド・ゴルフなどの利用ができる多目的グラウンドを競技練習や大会開催等で有効活用します。
- ③ 知多市民体育館の安定した管理運営が行われるとともに、新たなイベント等が開催され、多くの市民がスポーツを楽しめる環境となるよう指定管理者と連携します。
- ④ 市民が安心してスポーツ活動を行えるよう、スポーツ施設を計画的に改修又は、修繕していきます。
- ⑤ 知多市民体育館の電気設備取替工事や主競技場用柔道畳の買替を行い、市民がスポーツをより快適に行うことができるよう環境を整備します。

〔主な取組状況〕

- ・「愛知県フットボールセンター知多」や「オーシャンズフィールド」を利用したイベントを支援しました。
- ・南５区多目的グラウンドでは、各種大会等が実施できるように利用の調整を実施し、適切に利用されるように管理を委託しました。
- ・指定管理者制度により、民間のノウハウを生かして効果的に市民がスポーツを楽しめる環境を整えました。
- ・知多市民体育館の柔道畳２０１枚を買い替えました。
- ・熱中症対策のため市民体育館大会議室の空調設備を改修しました。

＜南５区グラウンドの利用実績＞

南５区グラウンド	R 5	R 6	R 7
件 数	2,186件	2,176件	2,544件
人 数	8,270人	9,577人	11,337人

〔成果○と課題△〕

- 愛知県フットボールセンター知多やオーシャンズフィールドでは、サッカーやフットサルの大会が開催され、多くの観覧者で賑わいました。
- 南５区多目的グラウンドは、供用開始以後、年々利用件数が増加しています。
- 市民体育館の柔道畳の買替えにより、市民がスポーツをより快適に行うことができるよう環境を整備しました。
- 熱中症対策のため市民体育館大会議室の空調設備を改修することにより、市民が季節問わずより快適にスポーツを行うことができる環境を整備しました。
- 令和６年度から市民体育館に指定管理者制度を導入し、安定した管理運営及びスポーツ

教室や各種イベント等が開催され、多くの市民がスポーツを楽しめる環境となりました。
△スポーツ施設の老朽化により、突発的に不具合が生じることが課題です。

〔今後の方針〕

- ・フットボールセンター知多やオーシャンズフィールドでサッカーやフットサルの大会、地域のイベントなどが開催されるよう愛知県サッカー協会や名古屋オーシャンズと連携を図ります。
- ・スポーツ施設の計画的な改修を実施するとともに、随時必要な修繕を実施します。
- ・令和８年度末に指定期間が満了することから、引き続き、魅力的な環境を提供できるよう次期指定管理者の選定を行います。

V 点検及び評価に関する検討経過

実施時期	内 容
5 月	<p>○教育委員会定例会において、点検及び評価に関する報告書のスケジュール及び案を提示し、意見聴取。</p> <p>○評価委員会議を開催し、外部評価委員に点検及び評価に関する報告書の「主な取組状況」「成果と課題」「今後の方針」について説明し、意見聴取。</p>
6 月	○教育委員会定例会において、継続協議。
7 月	<p>○教育委員会定例会において、継続協議。</p> <p>○評価委員会議を開催し、「学識経験者（外部評価委員）の意見」のとりまとめを実施。</p>
8 月	○教育委員会定例会において、最終報告書を決定。

VI 学識経験者(外部評価委員)の意見

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条第2項の規定により、令和7年度 of 取組に関する点検及び評価を行うに当たり、教育に関し学識を有する者から次のとおり意見がありました。

- 1 学校評価アンケートにおいては、目標値を設定することで、具体的な分析を行い、改善策を講じることが可能となる。そのため、各学校が独自の目標値を設定し取り組むとともに、全学校共通の評価項目についても、各校が目標値を設けて対応することが重要である。このように明確な指標を設けることで、効果的な評価と改善につながるシステムを構築することが期待される。
- 2 中学生の部活動の地域展開については、小学生から地域クラブに参加できるようになれば、最長9年間指導を受けることができるため、将来を見据えて検討していくと良い。
- 3 地域の方の協力なくして部活動の地域展開は難しいものであるため、児童生徒、保護者、学校関係者に加え、未就学児の保護者や地域の方にもその背景と意義を丁寧に周知し、連携して進めていく必要がある。
- 4 コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動の導入が令和12年度までに全学校で予定されている。導入までに時間がある地域においても、その制度の内容や意義について早期に理解を深めてもらえるよう、情報を提供する機会を設けることが望ましい。
- 5 スクールソーシャルワーカーの増員により、多くの児童生徒に寄り添った支援を行ったことが分かる。コミュニティソーシャルワーカー等の関係機関との連携を通じて支援のネットワークを構築し、適切なサービスや専門的な支援につなげていくようお願いしたい。また、学校はスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー任せにするのではなく、校長の指導の下、全校体制で主体的にサポートしていくことが求められる。
- 6 発達の遅れや障がいのある子どもなど、特別な配慮を必要とする児童生徒への支援が一層求められている。知多市では、教育相談員、特別支援教育指導員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどによる専門的な支援体制が整えられており、この専門家チームは、学校現場にとって大変心強い存在である。今後も、それぞれの専門性が十分に発揮されるよう、体制整備を一層進められることを期待する。
- 7 不登校児童生徒の割合は横ばいであるが、学校生活適応指導教室に通えるようになった児童生徒数や関係機関へのつながりが実現した児童生徒数、スクールソーシャルワーカーが相談を受けた件数なども不登校児童生徒への支援として評価できる数値である。こうした一歩前進した数値を記録し、積極的に共有していくことが重要である。

- 8 いじめの認知件数及び認知率が低いという結果が示されたが、いじめが適切に認知されているかについて今一度確認していただきたい。知多市の認知率が適切かどうかについて教育委員会が慎重に評価を行う必要がある。また、いじめに関するアンケートは記名式と無記名式の両方を併用して実施し、得られた情報を一定期間適切に保管することで、継続的な検証や対応が可能となる仕組みを整えることが重要である。
- 9 外国人児童生徒への進路指導は、非常にデリケートな問題であるため、文化的背景や言語の壁を十分に考慮しながら、より丁寧に実施することが必要である。また、進路指導担当教員や担任だけに任せるのではなく、管理職も積極的に関与して状況に目を配るとともに、学校全体で連携して取り組む体制を構築することが重要であり、引き続き、教育委員会のサポートをお願いしたい。
- 10 地域と学校が連携して防災訓練を実施し、地域全体で防災教育に取り組むことは非常に重要である。コミュニティ・スクールを導入した学校区が今後、地域と協力して防災訓練を実施するためには、学校と地域が協力関係を深めつつ、教育委員会が支援を行うことが重要である。これにより、学校と地域が一体となって安全で安心な環境づくりを進めることができる。
- 11 令和8年4月1日から道路交通法の改正により、16歳以上の自転車運転者に交通反則通告制度（青切符）が導入されたことを受け、中学生に法改正の内容や交通安全教育を実施していただきたい。
- 12 知多市は、子どもたちの交通事故や学校での大きな事故が少ないため、地域や学校が協力し、子どもたちのために努めていることが分かる。小学校の水泳授業は、民間施設で実施しているが、プールの事故も引き続き注意する必要がある。教員と指導員の役割分担と協力体制を確立し、より安全かつ効果的な水泳指導を実施していただきたい。
- 13 あいさつのできる小学生、中学生を育てていただきたい。地域には、子どもたちの安全教育に協力する交通指導員や見守り隊などの方々がいる。そのような地域の方々にあいさつをすることで、地域とつながるきっかけづくりになる。
- 14 ICTの活用は、これからの学校教育において必要不可欠である。一方で、その効果的な活用方法について、試行錯誤している教員も少なくない考える。教員が授業づくりや校務にICTをより一層活用できるようICT支援員配置等の環境整備の充実を期待する。
- 15 知多市は、生成AIの活用など今日的な課題に対し、いち早く専門家を招聘し研修会を開催しており、未来を見据えた土台を築くことができる。このような姿勢は今後も継続していただきたい。

- 16 教育委員会が学校訪問や学校巡回として各学校に年4回程度訪問し、直接指導を行っていることは、大変意義深い取組であり、今後も継続していただきたい。これらの訪問は、管理職にとって自身の姿勢を見直し、襟を正す機会となり、教育活動全体の改善にもつながるほか、教職員の緊張感を高めるとともに、不祥事の防止にも繋がる重要な活動である。また、現場で働く教職員の状況や顔色を見ていただくことで、働く環境や課題についての理解が深まるとともに、適切な支援のきっかけとなることを期待する。
- 17 教員は、子どもたちに「主体的・対話的で深い学び」となるよう意識して授業を行うとともに、自身も「主体的に学び続ける姿」を子どもたちに示していただきたい。そして、そうした姿勢を教職員が実現できるよう、教育委員会としても主体的・対話的で深い学びを支援する体制を整えていただきたい。

令和8年7月22日

外部評価委員 片岡 和也
外部評価委員 加藤 宣和



梅香る わたしたちの緑園都市

知多市教育委員会活動の 点検及び評価に関する報告書

令和8年8月策定

知多市教育委員会教育部学校教育課

〒478-8601 知多市緑町1番地

電 話 0562-36-2681（直通） F A X 0562-33-7287

U R L <https://www.city.chita.lg.jp>

E-mail gakukyo@city.chita.lg.jp